

香取市障害福祉サービス支給決定基準

香取市社会福祉課

令和2年12月1日

目次

第1章 支給決定基準の作成	
1. 支給決定基準の作成にあたり	1
2. 支給決定基準の定め方	1
3. 支給決定基準の位置づけ	1
4. 基本的な取扱い	2
5. 基本的な考え方（全サービス共通）	2
6. 自立支援給付と介護保険給付との適用関係	3
7. 2人派遣（介助）の取扱い	4
8. 単身世帯、準単身世帯の取扱い	4
9. 標準支給量以上の支給（特例的支給）を行う場合	4
第2章 支給決定までの流れ	5
第3章 障害福祉サービス等の概要	
1. 対象となる障害者等	1 2
2. 障害福祉サービス等の内容及び支給決定基準	1 3
2-1 障害福祉サービス（障害者総合支援法）	
【自立支援給付（介護給付）】	
（1）居宅介護	
（ア）身体介護	1 4
（イ）家事援助	1 4
（ウ）通院等介助	1 6
（エ）通院等乗降介助	1 7
（2）重度訪問介護	1 8
（3）同行援護	2 0
（4）行動援護	2 1
（5）療養介護	2 2
（6）生活介護	2 3
（7）短期入所	2 4
（8）重度障害者等包括支援	2 8
（9）施設入所支援	3 0
【自立支援給付（訓練等給付）】	
（10）自立訓練（機能訓練）	3 1
（11）自立訓練（生活訓練）	3 2
（12）宿泊型自立訓練	3 3
（13）就労移行支援	3 4

(14)	就労継続支援A型	36
(15)	就労継続支援B型	38
(16)	就労定着支援	39
(17)	自立生活援助	41
(18)	共同生活援助（グループホーム）	42
2-2	地域相談支援	
(1)	地域移行支援	45
(2)	地域定着支援	47
2-3	障害児通所支援（児童福祉法）	
(1)	児童発達支援	48
(2)	医療型児童発達支援	49
(3)	放課後等デイサービス	50
(4)	居宅訪問型児童発達支援	51
(5)	保育所等訪問支援	52
2-4	地域生活支援事業	
(1)	移動支援	53
(2)	日中一時支援（日中支援型）	55
(3)	日中一時支援（デイサービス型）	56
(4)	訪問入浴	57
第4章	支給決定期間	
(1)	介護給付	58
(2)	訓練等給付	58
(3)	地域相談支援	59
(4)	障害児通所支援	59
(5)	地域生活支援事業	59
第5章	計画相談支援・障害児相談支援	
(1)	計画相談支援・障害児相談支援の内容	61
(2)	モニタリング期間	62
第6章	その他付帯事項	63
第7章	資料集	64

第1章 支給決定基準の作成

1. 支給決定基準の作成にあたり

市町村は勘案事項を踏まえつつ、介護給付費等の支給決定を公平かつ適正に行うためには、あらかじめ支給の要否や支給量の決定について支給決定基準を定めておくことが適当である。

その際、国庫負担基準は、あくまで国が市町村の給付費の支弁額に対して国庫負担する際の一人当たりの基準額であり、当該基準が個々の利用者に対する支給量の上限となるものではないことに留意すること。（平成18年6月26日障害保健福祉関係主管課長会議資料1より）

このため、香取市における適正な障害福祉サービス等の支給決定に関する基準を定め、**「香取市障害福祉サービス等支給決定基準（以下、支給決定基準）」**というものを策定する。

2. 支給決定基準の定め方

支給決定基準は、障害支援区分のほか、介護を行う者の状況（介護者の有無やその程度）、日中活動の状況、他のサービスの利用状況（介護保険サービスの利用の有無等）等の勘案事項を基礎に設定することが想定される。なお、置かれている環境（居住の状況等）等、あらかじめ数値化するのが困難な事項については、個々に勘案するようにすることが適当である。

3. 支給決定基準の位置づけ

支給決定基準は形式の如何にかかわらず、行政手続法第5条に規定する審査基準（支給申請に対する決定処分を行う際の基準）に位置づけられる。

また、都道府県が支給決定障害者等から市長が行った支給決定に関する審査請求を受けた場合は、基本的には、市の支給決定基準に照らして審査を行うこととなる（都道府県の不服審査基準になる。）

4. 基本的な取扱い

障害福祉サービスの支給決定は、原則として、申請者である障害者又は障害児の保護者の居住地の市町村（居住地を有しない又は不明の場合は、現在地の市町村）が行う（居住地原則）。

ただし、施設等所在地の支給決定等事務及び費用負担が過大とならないよう、居住地原則の例外として、一定の施設等の入所・入居者については、入所等する前に居住地を有していた市町村を支給決定等及び給付の実施主体とする（居住地特例）。

居住地特例の対象となる施設は以下のとおり。

- ①障害者支援施設
- ②のぞみの園
- ③児童福祉施設
- ④療養介護を行う病院
- ⑤生活保護法第30条第1項ただし書の施設
- ⑥共同生活援助を行う住居
- ⑦福祉ホーム
- ⑧宿泊型自立訓練
- ⑨精神障害者退院支援施設
- ⑩精神科病院（精神科病院以外の病院で精神病室が設けられているものを含む。）
- ⑪刑事施設
- ⑫矯正施設

5. 基本的な考え方（全サービス共通）

- ① 支給決定基準は、適切な支給を行うことを前提として、これまでの支給量をできるだけ保障することを基本とする。
- ② 支給決定基準量は、基準の範囲内で必要な支給量を勘案するもので、一律に支給するものではない。
- ③ 支給決定基準は「標準的基準」と最大基準として「特例的基準」を設定する。「標準的基準」は支給決定時に基準となる支給量である。標準支給量を上回る支給量の申請があった場合は、利用実績や利用者の状況、環境等を勘案し、協議の上、また必要に応じて認定審査会の意見聴取を行い、市が必要であると判断した場合、最大基準である「特例的基準」にある支給量の範囲内で支給することが可能である。
- ④ 標準利用期間が定められているサービスについて、法施行規則に定める標準利用期間を超える期間の申請があった場合は、認定審査会の個別審査を経て、必要性が認められた場合に限り、最大1年間の更新が可能である（原則1回）が、就労定着支援については3年間の標準利用期間を超えて更新することはできない。

6. 自立支援給付と介護保険給付との適用関係

介護保険給付又は地域支援事業と自立支援給付との適用関係については、当該給付調整規定に基づき、介護保険給付又は地域支援事業が優先されることとなる。

介護保険の被保険者（受給者）である障害者から障害福祉サービスの利用に係る支給申請があった場合は、個別のケースに応じて、申請に係る障害福祉サービスに相当する介護保険サービスにより適切な支援を受けることが可能か否か、当該介護保険サービスに係る介護保険給付又は地域支援事業を受け、又は利用することができることが可能か否か等について、介護保険担当課や当該受給者の居宅介護支援を行う居宅介護支援事業者等とも必要に応じて連携した上で把握し、適切に支給決定をする。

（1）優先される介護保険サービス

自立支援給付に優先する介護保険法の規定による給付又は事業は、介護給付、予防給付及び市町村特別給付並びに第一号事業とされている（令第2条）。したがって、これらの給付対象となる介護保険サービスが利用できる場合は、当該介護保険サービスの利用が優先される。

（2）介護保険サービス優先の捉え方

サービス内容や機能から、障害福祉サービスに相当する介護保険サービスがある場合は、基本的には相当する介護保険サービスに係る介護保険給付又は地域支援事業を優先して受け、又は利用することとなる。しかしながら、障害者が同様のサービスを希望する場合でも、その心身の状況やサービス利用を必要とする理由は多様であり、障害福祉サービスに相当する介護保険サービスにより必要な支援を受けることができるか否かを一概に判断することは困難であることから、障害福祉サービスの種類に応じて当該サービスに相当する介護保険サービスを特定し、当該介護保険サービスを優先的に利用するものとするとはしないこととする。また、障害福祉サービスに相当する介護保険サービスに係る介護保険給付又は地域支援事業の区分支給限度額の制約から、介護保険のケアプラン上において介護保険給付又は地域支援事業のみによって確保することができないものと認められる場合は、その限りにおいて介護給付費又は訓練等給付費を支給することが可能である。

（3）適用除外サービス

介護保険サービスには相当するものがない障害福祉サービス固有のサービスと認められるもの（行動援護、同行援護、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援等）については、当該障害福祉サービスに係る介護給付費又は訓練等給付費を支給する。

7. 2人派遣（介助）の取扱い

やむを得ず、2人の従業者による支援が必要とされる場合の取扱いは、国の方針を踏まえ、以下のとおりとする。

- ①利用者の身体的理由により、1人の従業者による介護が困難と認められる場合。
- ②暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる場合。
- ③その他利用者等の状況等から判断して、上記のいずれかに準ずると認められる場合。

例：体重が重い利用者の入浴や排せつの介助

ヘルパー1人の介助では利用者又は従業者の安全に支障がでる可能性がある場合。

8. 単身世帯、準単身世帯の取扱い

・単身世帯

サービス利用者が単身で生活している世帯とする。住民票上同一世帯であっても、生活実態上サービス利用者が単身で生活している場合を含む。逆に、住民票上別世帯であっても、実際は同居しており、介護を行っている場合は含まない。

・準単身世帯

同居の家族が疾病や障害、要介護状態、その他やむを得ない理由（就労等で長時間にわたり日中不在であり、事実上日中独居状態である場合や、介護放棄等の為、同居していても適切な支援が得られない場合など）の為、支援を要する世帯とする。疾病や障害等については、単に障害者手帳の所持により認められるものではなく、実際に家事ができない状態かどうか確認する。

9. 標準支給量以上の支給（特例的支給）を行う場合

サービスの支給決定で特例的支給を行う場合には、事前に社会福祉課障がい者支援班へ相談した上で、計画の中に特例的支給の内容や支給に至った経緯を記載する。また、あくまで特例で認められた支給であるため、更新の際には再度社会福祉課障がい者支援班へ相談した上、更新後も特例的支給が必要な理由を計画の中に記載する。

第2章 支給決定までの流れ

(1) 支給決定及び地域相談支援給付決定の申請

障害福祉サービスの利用についての支給を受けようとする障害者若しくは障害児の保護者は、市に対して支給申請を行う。また、申請時にサービスの意向や障害の程度、医療機関や教育歴、家庭環境等、必要な勘案事項の聞き取りも行う。

(2) サービス等利用計画案の提出依頼

障害福祉サービスの申請若しくは変更の申請に係る障害者若しくは障害児の保護者又は地域相談支援の申請に係る障害者に対して提出を依頼する。

ただし、当該申請者が、介護保険制度のサービスを利用する場合については、居宅サービス計画又は介護予防サービス計画（ケアプラン）の作成対象者となるため、障害福祉サービス固有のものと認められる行動援護、同行援護、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援等の利用を希望する場合は、サービス等利用計画案の作成が必要と認める場合に求めるものとする。

(3) 障害支援区分認定調査

障害支援区分の判定等のため、市の認定調査員が、申請のあった本人及び保護者等と面接をし、3障害及び難病等対象者共通の調査項目等について認定調査を行う。

(4) 概況調査

認定調査に併せて、本人及び家族等の状況や、現在のサービス内容や家族からの介護状況等を調査する。

(5) 医師意見書の聴取

市は、障害支援区分認定審査会に障害支援区分に関する審査及び判定を依頼するに際し、申請に係る障害者の主治医等に対し、当該障害者の疾病、身体の障害内容、精神の状況など、医学的知見から意見（医師意見書）を求める。

(6) 一次判定（コンピュータ判定）

市は、認定調査の結果及び医師意見書の一部項目を踏まえ、一次判定用ソフトを活用した一次判定処理を行う。

(7) 二次判定（障害支援区分認定審査会での審査判定）

ア. 一次判定結果、概況調査、特記事項及び医師意見書を揃え、障害支援区分認定審査会に審査判定を依頼する。

イ. 障害支援区分認定審査会（合議体）は、一次判定の結果を原案として、特記事項及び医師意見書（一次判定で評価した項目を除く）の内容を総合的に勘案した審査判定

を行う。

ウ. 審査判定に際し、障害支援区分認定審査会が特に必要と認めた場合は、本人、その家族、医師、その他関係者に意見を求めることができる。

エ. 障害支援区分認定審査会は、審査判定結果を市へ通知する。

(8) 障害支援区分の認定

障害支援区分認定審査会の審査判定結果に基づき、障害支援区分の認定を行う。

(9) サービス等利用計画案の提出

市からサービス等利用計画案の提出を求められた障害者等は、指定特定相談支援事業者が作成したサービス等利用計画案を提出、または、指定特定相談支援事業者が直接市に提出する。

(10) 支給決定案又は地域相談支援給付決定案の作成

障害支援区分やサービス利用意向聴取の結果、サービス等利用計画案等を踏まえ、市が定める支給決定基準等に基づき、支給決定案又は地域相談支援給付決定案を作成する。

(11) 障害支援区分認定審査会の意見聴取

作成した支給決定案又は地域相談支援給付決定案が市の定める支給決定基準等と乖離するときは、いわゆる「非定型の支給決定」等として障害支援区分認定審査会に意見を求めることができる。

障害支援区分認定審査会は、当該支給決定案又は地域相談支援給付決定案の内容や作成した理由等の妥当性を審査し、当該支給決定案又は地域相談支援給付決定案等について障害支援区分認定審査会の意見を市に報告する。

なお、障害支援区分認定審査会は、意見を述べるに当たり、必要に応じて、関係機関や障害者、その家族、医師等の意見を聴くことができる。

(12) 支給決定又は地域相談支援給付決定

支給決定又は地域相談支援給付決定の勘案事項、障害支援区分認定審査会の意見、サービス等利用計画案等の内容を踏まえ、支給決定又は地域相談支援給付決定を行う。

(図1を参照)

(13) サービス等利用計画の作成

指定特定相談支援事業者は、支給決定又は地域相談支援給付決定が行われた後に、指定障害福祉サービス事業者、指定一般相談支援事業者等との連絡調整等を行うとともに、当該支給決定に係る障害福祉サービス又は地域相談支援給付決定に係る地域相談支援の種類及び内容等を記載したサービス等利用計画を作成する。

(14) 訓練等給付について

(5) から (8) までについては、訓練等給付の申請（共同生活援助に係る支給申請のうち、入浴、排せつ又は食事等の介護を伴う場合を除く。以下「障害支援区分の認定を要しない支給申請」という。）を行う者には行わない（図1を参照）。

(15) 同行援護について

ア. 同行援護の利用を希望する障害者又は障害児の保護者が、(1) の支給決定の申請をした場合にあつては、(3) の障害支援区分認定調査を行う前に、同行援護アセスメント調査票による調査を行う（図2を参照）。

イ. (5) の医師意見書の聴取及び(6) の一次判定（コンピュータ判定）については行わないものとする。

なお、上記アの同行援護アセスメント調査票による調査において、当該調査項目中「夜盲」については、必要に応じて医師意見書を添付することとなるが、この医師意見書は、市町村審査会に障害支援区分に関する審査及び判定を依頼する際の医師意見書等により「夜盲」であることが確認できる場合については、省略する。

ウ. (8) の障害支援区分の認定は、障害支援区分3の利用者を支援した場合の加算又は障害支援区分4以上の利用者を支援した場合の加算を決定することが不要と見込まれる申請者の場合には行わないものとする。

(16) 地域相談支援給付について

(3) から (8) までについては、地域相談支援給付の申請者には行わない。
(図3を参照)

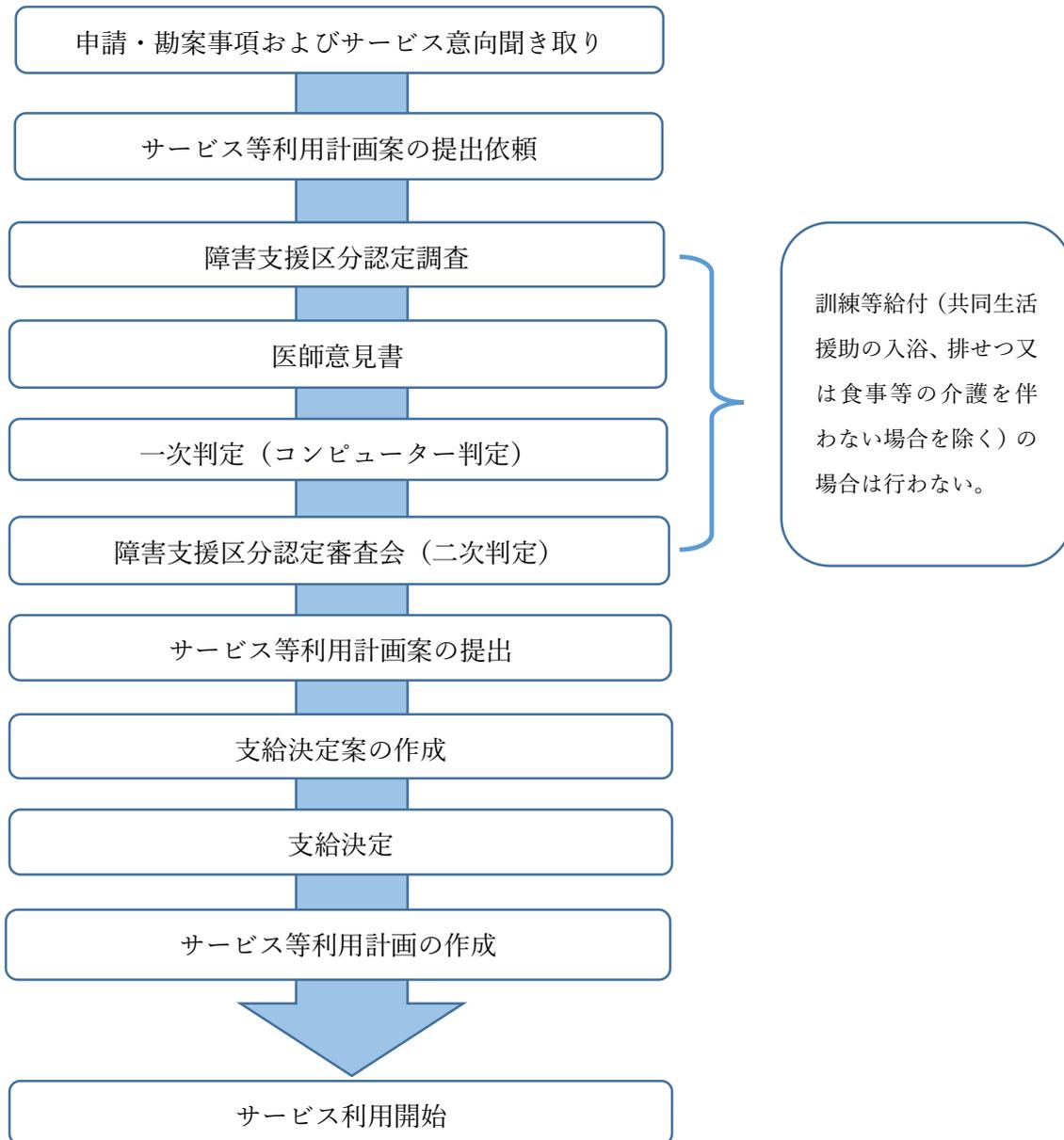
※障害支援区分とは

支給決定手続の透明化・公平化を図る観点から、市町村がサービスの種類や量などを決定するための判断材料の一つとして、障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合を総合的に示す「障害支援区分」を設けるとともに、その判定等を中立・公正な立場で専門的な観点から行うために、各市町村に市町村審査会を設置することとなっている。市町村は、障害支援区分の認定を要する支給申請があったときは、市町村審査会の審査及び判定の結果に基づき、申請に係る障害者の障害支援区分の認定を行う（障害者総合支援法第21条第1項、令第10条）。

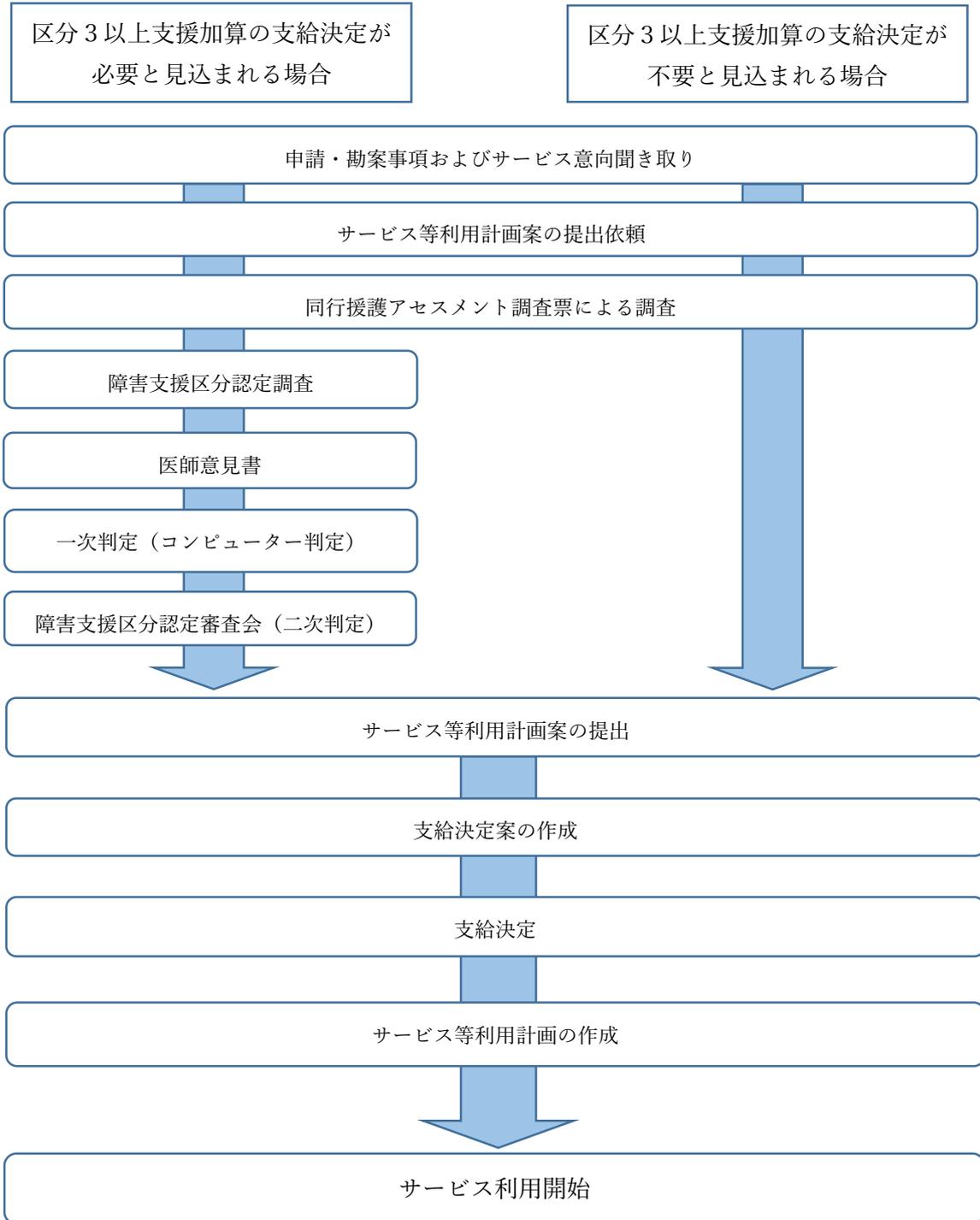
※留意事項

- ・支給決定に際して、サービス等利用計画案を踏まえサービス担当者会議を行い、支給決定案を作成し、決裁によって支給決定となるが、サービス利用開始日は原則、支給決定日の翌月1日以降とする。ただし、至急サービスを開始しないと利用者本人の生活に多大な支障が出るなど、特別な理由がある場合は月途中（支給決定日以降）での利用を可能とする（介護給付で障害支援区分が必要な場合は審査会以降）。
- ・緊急その他やむを得ない理由により、支給決定をされる前に支援が必要な場合は、厚生労働省令に定めるところにより、特例介護給付として支給する。

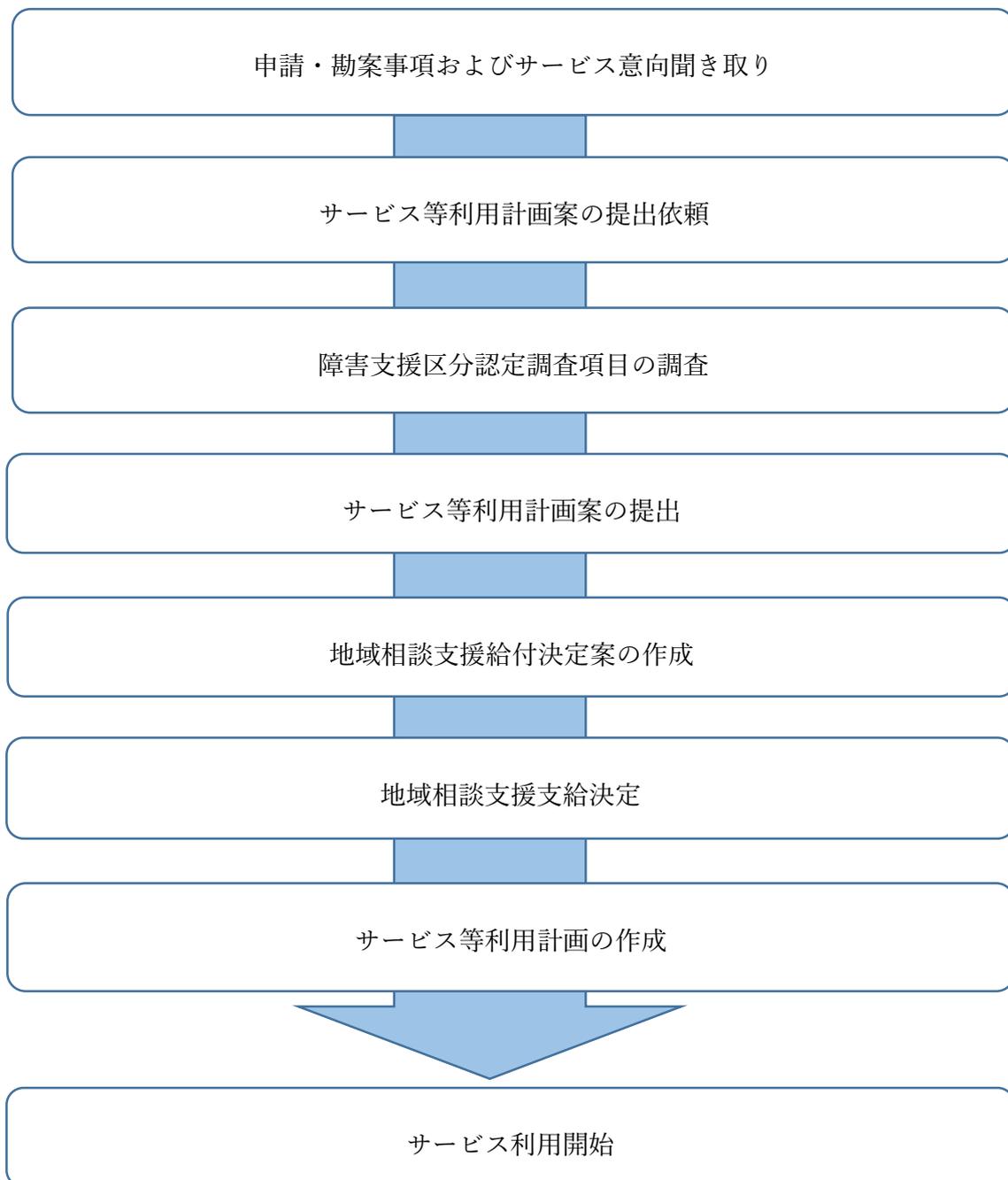
【支給決定・利用までの流れ（図1）※同行援護を除く】



【支給決定・利用までの流れ（図2）※同行援護の場合】



【支給決定・利用までの流れ（図3）※地域相談支援のみ】



第3章 障害福祉サービス等の概要

障害者及び障害児とは、次に掲げるとおり、いわゆる身体障害、知的障害又は精神障害の3障害に加え、難病等対象者に該当する者をいう。各障害者又は障害児の具体的な定義は各障害者福祉法の定めるところによるが、身体障害者を除き、支給決定又は地域相談支援給付決定を行うに際し、障害者手帳を有することは必須要件ではない。

1. 対象となる障害者等

(1) 身体障害者

- ・身体障害者手帳所持者

(2) 知的障害者

- ・療育手帳
- ・知的障害者更生相談所の意見

(3) 精神障害者

- ・精神障害者保健福祉手帳
- ・精神障害を事由とする年金を現に受けていることを証明する書類（国民年金、厚生年金などの年金証書等）
- ・精神障害を事由とする特別障害給付金を現に受けていることを証明する書類
- ・自立支援医療受給者証（精神通院医療に限る。）
- ・医師の診断書（原則として主治医が記載し、国際疾病分類ICD-10コードを記載するなど精神障害者であることが確認できる内容であること） 等

(4) 難病患者

- ・医師の診断書、特定医療費（指定難病）受給者証
（障害者総合支援法対象疾病：391疾病 令和2年4月1日時点）

(5) 障害児

- ・各種障害者手帳
- ・特別児童扶養手当等を受給していることを証明する書類
- ・保健センターや児童相談所の意見
- ・医師の診断書又は意見書（任意様式で可）
- ・自立支援医療（精神通院）受給者証
- ・小児慢性特定疾患受給者証
- ・医療機関が行った発達検査の結果
- ・その他障害があると認められる公文書等

2. 障害福祉サービス等の内容及び支給決定基準

【総括表】

障害福祉サービス			単位	標準支給量							特例的支給量		
				区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	障害児			
障害福祉サービス	介護給付	居宅介護	身体介護	時間/月	10	10	15	30	45	62	左記程度により	92	
			家事援助	時間/月	10	10	15	30	45	62	左記程度により	92	
			通院等介助	時間/月	25								40
			通院等乗降介助	回数/月	5	5	5	5	5	5	5	5	10
		重度訪問介護	時間/月	/	/	120	152	192	248	/		372	
		同行援護	時間/月	50								80	
		行動援護	時間/月	/	/	30	40	50	60	左記程度により	75		
		療養介護	日/月	当該月の日数							/	/	
		生活介護	日/月	当該月の日数/月-8日							/	/	
		短期入所	日/月	15								31	
		重度障害者包括支援	単位/月	/							サービス等利用計画を踏まえての支給量	/	
	施設入所	日/月	/	/	当該月の日数 区分3については50歳以上				/	/			
	訓練等給付	自立訓練 (機能訓練)	日/月	当該月の日数/月-8日							/	/	
		自立訓練 (生活訓練)	日/月	当該月の日数/月-8日							/	/	
		宿泊型自立訓練	日/月	当該月の日数							/	/	
		就労移行支援	日/月	当該月の日数/月-8日							/	/	
		就労継続支援A型	日/月	当該月の日数/月-8日							/	/	
		就労継続支援B型	日/月	当該月の日数/月-8日							/	/	
		就労定着支援	日/月	当該月の日数							/	/	
		自立生活援助	日/月	当該月の日数							/	/	
		共同生活援助 (グループホーム)	日/月	当該月の日数							/	/	
		地域移行支援	日/月	当該月の日数							/	/	
	地域定着支援	日/月	当該月の日数							/	/		
障害児通所支援	児童発達支援	日/月	/							23	31		
	医療型児童発達支援	日/月	/							23	31		
	放課後等デイサービス	日/月	/							23	31		
	居宅訪問型児童発達支援	日/月	/							10	31		
	保育所等訪問支援	日/月	/							3	5		
地域生活支援	移動支援	時間/月	30								60		
	日中一時支援 (日中支援型)	日/月	15								23		
	日中一時支援 (デイサービス型)	日/月	15								23		
	訪問入浴	回数/月	5								/		

2-1 障害福祉サービス（障害者総合支援法）

【自立支援給付（介護給付）】

（1）居宅介護

（ア）身体介護

i) サービスの内容

居宅において入浴、排せつ及び食事等の介護など、身体の介護を中心としたサービス。

ii) 対象者

障害支援区分1以上（障害児にあってはこれに相当する支援の度合）で単身世帯、準単身世帯の者。

iii) 標準支給量 ※（）内は参考例

区分1…10時間/月（1時間/回×週2日×5週）

区分2…10時間/月（1時間/回×週2日×5週）

区分3…15時間/月（1時間/回×週3日×5週）

区分4…30時間/月（1.5時間/回×週4日×5週）

区分5…45時間/月（1.5時間/回×2回×週3日×5週）

区分6…62時間/月（1時間/回×2回×31日）

※特例的支給量

92時間＝62時間（区分6基準時間）＋30時間

30時間＝（1時間/回×2回×週3日×5週）

※2人介護が必要な場合は、標準的支給時間の倍の時間を支給。

iv) 留意事項

- ・直接本人の援助に該当しない行為、医療行為（厚生労働省令等で認められた医療行為は除く）はできない。
- ・1回あたりの利用時間の上限は原則3時間
- ・1日複数回利用する場合は、概ね2時間以上の間隔を空けることが必要。
- ・障害児や難病等の児童が利用する場合は、原則として保護者等の在宅時に限る。

（イ）家事援助

i) サービスの内容

居宅において、家事を行うことが困難な場合に、利用者に対して調理、洗濯、掃除、買い物等の援助を行うサービス。

ii) 対象者

障害支援区分1以上（障害児にあってはこれに相当する支援の度合）で単独世帯、準単独世帯の者。

iii) 標準支給量 ※（）内は参考例

区分1…10時間/月（1時間/回×週2日×5週）

区分2…10時間/月（1時間/回×週2日×5週）

区分3…15時間/月（1時間/回×週3日×5週）

区分4…30時間/月（1.5時間/回×週4日×5週）

区分5…45時間/月（1.5時間/回×2回×週3日×5週）

区分6…62時間/月（1時間/回×2回×31日）

※特例的支給量

92時間＝62時間（区分6基準時間）＋30時間

30時間＝（1時間/回×2回×週3日×5週）

※2人介護が必要な場合は、標準的支給時間の倍の時間を支給。

iv) 留意事項

- ・直接本人の援助に該当しない行為（利用者以外のための家事、ペットの世話、庭の手入れ、その他日常的に行われる家事の範囲を超えるもの）はできない。
- ・1回あたりの利用時間の上限は原則1.5時間
- ・1日複数回利用する場合は、概ね2時間以上の間隔を空けることが必要。
- ・障害児や難病等の児童が利用する場合は、原則として保護者等の在宅時に限る。
- ・家事や買い物で、単純な見守り、声掛け等の身体的な介助が必要ないものは、身体介護ではなく、家事援助となる。
- ・育児をする親が障害のために十分に子どもの世話ができない場合、育児支援の観点から、家事援助の対象となる場合となる（以下の要件に該当）。
[要件]※すべてに該当すること。

1) 利用者（親）が障害によって家事や付き添いが困難。

2) 利用者（親）の子どもが一人では対応できない。

3) 他の家族等による支援が受けられない。

[家事援助対象となる育児支援]

1) 育児の健康把握の補助

2) 児童の健康な発達、特に言語発達を促進する視点からの支援

3) 保育所・学校等からの連絡帳の手話代読、助言、連絡補助

4) 利用者（親）へのサービスと一体的に行う子ども分の掃除、洗濯、調理

- 5) 利用者（親）の子どもが通院する場合の付き添い
- 6) 利用者（親）の子どもが保育所（場合によっては幼稚園）へ通園する場合の送迎

(ウ) 通院等介助

i) サービスの内容

居宅からの通院、又は官公署や相談支援事業所へ公的手続や障害福祉サービスについての相談をするための移動介助を行うサービス。

ii) 対象者

【身体介護を伴う場合】

- 1) 障害支援区分2以上（障害児にあってはこれに相当する支援の度合）
- 2) 障害支援区分の認定調査項目のうち、次に掲げる状態のいずれか1つ以上に認定されていること。
 - ・「歩行」：「全面的な支援が必要」
 - ・「移乗」：「見守り等の支援が必要」、「部分的な支援が必要」又は、「全面的な支援が必要」
 - ・「移動」：「見守り等の支援が必要」、「部分的な支援が必要」又は、「全面的な支援が必要」
 - ・「排尿」：「部分的な支援が必要」又は「全面的な支援が必要」
 - ・「排便」：「部分的な支援が必要」又は「全面的な支援が必要」

【身体介護を伴わない場合】

障害支援区分1以上（障害児にあってはこれに相当する支援の度合）

iii) 標準支給量

区分1～6 共通 25時間/月（5時間/回×週5）

※特例的支給量

区分1～6 共通 40時間/月（8時間/回×週5）

※2人介護が必要な場合は、標準的支給時間の倍の時間を支給。

iv) 留意事項

- ・移動時の交通費はヘルパーの分も含め、利用者の自己負担となる。
- ・ヘルパー自らが運転する車両で移動する場合は、乗車中の時間は算定できない。ただし、運転者以外にヘルパーが同乗し、利用者の介護をする場合は、算定できる。
- ・移動先が病院の場合、院内での介助は基本的には院内スタッフにより対応するべきものであるため、診療時間や待ち時間は原則として算定時間外。

ただし、行動障害により常時見守りが必要であるなど、トイレや移動の介助が必要な方が、院内スタッフによる介助が見込めない場合は算定できる。

※院内介助が算定できる場合でも、診療時間は算定時間外。

- ・障害児の利用は、保護者のみでの介助が困難な場合に限る。保護者が不在の場合の利用は、児童一人でも目的が達成できる場合のみとする。

(エ) 通院等乗降介助

i) サービスの内容

居宅から、ヘルパー自らが運転する車両への乗降の介助、乗車前、降車後の屋内外における移動等の介助、移動先における手続き、移動等の介助を行う。

ii) 対象者

障害支援区分1以上（障害児にあつてはこれに相当する支援の度合）

iii) 標準支給量

5回／月

※特例的支給量

10回／月

iv) 留意事項

- ・移送に係る費用は、利用者の自己負担となる。
- ・ヘルパー自らが運転する車両で移動する場合は、乗車中の時間は算定できない。
- ・通院等乗降介助を行う前後において、居宅における外出に直接関連しない身体介護に30～1時間以上要する場合は、身体介護として算定する。また、外出に直接関連する身体介護の場合は、通院等介助（身体介護を伴う）で算定する。
- ・片道につき所定単位数を算定する。よって、乗車と降車のそれぞれについて区分して算定することはできない。

(2) 重度訪問介護

i) サービスの内容

重度の肢体不自由者又は重度の知的障害若しくは精神障害により行動上著しい困難を有する障害者であって、常時介護を要するものにつき、居宅において入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助並びに外出時における移動中の介護を総合的に行うとともに、病院、診療所、助産所、介護老人保健施設又は介護医療院に入院又は入所している障害者に対して、意思疎通の支援その他の必要な支援を行う。

ii) 対象者

障害支援区分が区分4以上（病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院又は助産所に入院又は入所中の障害者がコミュニケーション支援等のために利用する場合

区分6以上）であって、次の（ア）又は（イ）のいずれかに該当する18歳以上の者。

（ア） 次の（一）及び（二）のいずれにも該当していること

（一） 二肢以上に麻痺等があること。

（二） 障害支援区分の認定調査項目のうち「歩行」「移乗」「排尿」「排便」のいずれも「支援が不要」以外と認定されていること。

（イ） 障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等（12項目）の合計点数が10点以上である者（表1参照）

ただし、現行の日常生活支援の利用者のサービス水準の激変緩和を図る観点から、以下の経過措置を設ける。

平成18年9月末日現在において日常生活支援の支給決定を受けている者であって、上記の対象者要件に該当しない者のうち、下記①②のいずれにも該当する者については、障害支援区分の有効期間に限り、重度訪問介護の対象とする。

① 障害支援区分が区分3以上。

② 日常生活支援及び外出介護の月の支給決定時間の合計が125時間を超える者。

iii) 標準支給量 ※ ()内は参考例

区分3…120時間/月(8時間/回×15日)

区分4…152時間/月(8時間/回×19日)

区分5…192時間/月(8時間/回×24日)

区分6…248時間/月(8時間/回×31日)

※特例的支給量

372時間(12時間×31日)

※2人介護が必要な場合は、標準的支給時間の倍の時間を支給。

iv) 留意事項

病院等に入院又は入所をしている際の利用については、以下の条件で利用可。

- ・障害支援区分6に該当。
- ・入院又は入所する前から重度訪問介護を利用している者。

※入院又は入所中は本人とのコミュニケーション支援、外出支援を基本とすることから、身体的な介助は入院している病院が行うものであり、ヘルパーの支援として算定することは不可。

(3) 同行援護

i) サービスの内容

視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者等につき、外出時において、当該障害者等に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護その他の当該障害者等が外出する際の必要な援助を行う。

ii) 対象者

同行援護アセスメント調査票による、調査項目中「視力障害」、「視野障害」及び「夜盲」のいずれかが1点以上であり、かつ、「移動障害」の点数が1点以上の者。(表2参照)

※障害支援区分の認定を原則必要としないものとする。

※単独世帯、準単独世帯の者。

iii) 標準支給量 ※ () 内は参考例

50時間/月(5時間×10日)

※特例的支給量

80時間/月(8時間×10日)

※2人介護が必要な場合は、標準的支給時間の倍の時間を支給。

iv) 留意事項

- ・移動時の交通費等はヘルパーの分も含め、利用者の自己負担となる。
- ・移動の目的が「社会生活上必要不可欠な外出、社会参加のための外出」のものとする。経済活動による外出や、通年かつ長期にわたる外出(通学、通勤、通所など)の利用は対象外。
- ・施設入所との併用利用はできない。
- ・宿泊を伴う場合も利用可能。ただし、就寝中など、サービスを提供していない時間は算定できない。

(4) 行動援護

i) サービスの内容

知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する障害者等であって常時介護を要するものにつき、当該障害者等が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ及び食事等の介護その他の当該障害者等が行動する際の必要な援助を行う。

ii) 対象者

障害支援区分が区分3以上であって、障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連

項目等(12項目)の合計点数が10点以上(障害児にあつてはこれに相当する支援の度合)である者(表1参照)

iii) 標準支給量 ※ ()内は参考例

区分3…30時間/月(5時間/回×6日)

区分4…40時間/月(5時間/回×8日)

区分5…50時間/月(5時間/回×10日)

区分6…60時間/月(5時間/回×12日)

※特例的支給量

75時間(5時間/回×15日)

iv) 留意事項

- ・移動時の交通費等はヘルパーの分も含め、利用者の自己負担となる。
- ・移動の目的が「社会生活上必要不可欠な外出、社会参加のための外出」のものとする。経済活動による外出や、通年かつ長期にわたる外出(通学、通勤、通所など)の利用は対象外。
- ・施設入所との併用利用はできない。

(5) 療養介護

i) サービスの内容

病院において機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護、日常生活上の世話その他必要な医療を要する障害者であって常時介護を要するものにつき、主として昼間において、病院において行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話を行う。また、療養介護のうち医療に係るものを療養介護医療として提供する。

ii) 対象者

病院等への長期の入院による医療的ケアに加え、常時の介護を必要とする障害者として次に掲げる者。

①筋萎縮性側索硬化症（ALS）患者等気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている者であって、障害支援区分が区分6の者。

②筋ジストロフィー患者又は重症心身障害者であって、障害支援区分が区分5以上の者。

iii) 標準支給量

当該月の日数／月

iv) 留意事項

・施設入所、短期入所、宿泊型自立訓練、共同生活援助と併給はできない。

(6) 生活介護

i) サービスの内容

障害者支援施設その他の以下に掲げる便宜を適切に供与することができる施設において、入浴、排せつ及び食事等の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他必要な援助を要する障害者であって、常時介護を要するものにつき、主として昼間において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の身体機能又は生活能力の向上のために必要な援助を行う。

ii) 対象者

地域や入所施設において、安定した生活を営むため、常時介護等の支援が必要な者として次に掲げる者。

- ①障害支援区分が区分3（障害者支援施設に入所する場合は区分4）以上である者。
- ②年齢が50歳以上の場合は、障害支援区分が区分2（障害者支援施設に入所する場合は区分3）以上である者。
- ③障害者支援施設に入所する者であって障害支援区分4（50歳以上の場合は障害支援区分3）より低い者のうち、指定特定相談支援事業者によるサービス等利用計画案の作成の経路を経た上で、市町村が利用の組合せの必要性を認めた者。

※③の者のうち以下の者（以下、「新規の入所希望者以外の者」という。）については、原則、平成24年4月以降の支給決定の更新時にサービス等利用計画案の作成を求めた上で、引き続き、生活介護の利用を認めて差し支えない。

- ・法の施行時の身体・知的の旧法施設（通所施設も含む）の利用者（特定旧法受給者）。
- ・法の施行後に旧法施設に入所し、継続して入所している者。
- ・平成24年4月の児童福祉法改正の施行の際に障害児施設（指定医療機関を含む）に入所している者。

iii) 標準支給量

当該月の日数から8日を控除した日数／月

iv) 留意事項

- ・介護保険適用者は介護保険での通所介護（デイサービス）が優先であるため、原則利用不可。
- ・障害児は原則利用不可。ただし、児童相談所の意見等で利用が望ましい児童に関しては障害支援区分を取得後に利用可能。

(7) 短期入所

i) サービスの内容

居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、障害者支援施設、児童福祉施設その他の以下に掲げる便宜を適切に行うことができる施設への短期間の入所を必要とする障害者等につき、当該施設に短期間の入所をさせ、入浴、排せつ及び食事の介護その他の必要な支援を行う。

ii) 対象者

【福祉型】

- ①障害支援区分が区分1以上である障害者。
- ②障害児に必要とされる支援の度合に応じて厚生労働大臣が定める区分における区分1以上に該当する障害児（表3）。

【医療型】

- ①区分6に該当し、気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている者。
- ②区分5以上に該当し、進行性筋萎縮症に罹患している者もしくは区分5以上に該当する重症心身障害者（肢体不自由1・2級の身体障害者手帳及びA判定以上の療育手帳を所持している者）
- ③重症心身障害児（肢体不自由1・2級の身体障害者手帳及びA判定以上の療育手帳を所持している障害児）

iii) 標準支給量

区分1～6 標準支給量 15日/月

※特例的支給量 31日/月

iv) 留意事項

- ・療養介護、施設入所支援、宿泊型自立訓練、共同生活援助と併給はできない。ただし、施設入所者又は共同生活援助を行う住居に入所（入居）する者が、一時帰宅中において、短期入所が必要な事情が生じた場合や、帰宅先における介護者の一時的な事情により必要な介護を受けることが困難で、かつ、直ちに入所施設又は共同生活援助を行う住居に戻ることも困難である場合等、特に必要と認める場合は、支給決定を行う。
- ・家庭や障害特性によるやむをえない事情等により、施設入所支援又は共同生活援助との併給や、特例的支給量を希望する場合は、事前の相談と、サービス等利用計画に理由を明確に記載する必要がある。
- ・連続利用日数は30日まで、年間利用日数は180日までを目安とするが、下記のいずれかの要件に該当すると認められる場合においてはこの限りではない。
 - ア 介護者が急病や事故等により、長期間入院することとなった場合。

- イ 介護者からの暴力やネグレクト等の虐待により、本人の身体や生命に危険があり、継続的に施設での保護が必要な場合。
 - ウ 介護者の高齢化、障害、体調不良等の事情により居宅での生活が困難である場合。ただしこの場合は、本人が施設入所を希望している、もしくは本人に強い行動障害があるなど、居宅での生活が困難な事由も必要とする。
 - エ その他やむを得ない事情により、施設における継続的な支援が必要な場合。
- これらの要件に該当するか否かについては、本人や家族、支援者等から厳密に聞き取りを行い、次の「短期入所の長期利用に関する勘案整理票」にて確認するとともに、必要に応じて本人もしくは介護者から挙証資料の提出を求めることとする。

(表面)

短期入所の長期利用に関する勘案整理票

1. 利用者本人の情報

氏名		生年月日	
障害の種類	<input type="checkbox"/> 身体障害者手帳(種 級) ⇒障害内容() <input type="checkbox"/> 療育手帳() <input type="checkbox"/> 精神障害者手帳(級) <input type="checkbox"/> 自立支援医療⇒診断名() <input type="checkbox"/> 指定難病⇒診断名() <input type="checkbox"/> その他()		
障害支援区分		認定有効期間	~
短期入所を利用する事業所名		所在地	
計画相談支援の利用	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	相談支援 事業所名	(担当者:)
施設入所の希望	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	入所待機 の申込	<input type="checkbox"/> 済または予定あり⇒申込時期() <input type="checkbox"/> 未定⇒理由()

2. 短期入所の長期利用を希望する理由(該当するものに☑を入れる)

介護者が急病や事故等により、長期入院している。または、その予定である。

主たる介護者氏名		年齢	歳	本人との続柄	
入院先の病院名					
入院期間					
入院理由					
他の介護者	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	他に介護者がいる場合、その者が常時介護できない理由			

介護者からの暴力やネグレクト等の虐待により、本人の身体や生命に危険がある。

虐待の状況 (具体的に記載すること)	
-----------------------	--

(裏面)

介護者の高齢化、障害、体調不良等の事情により介護が困難である。

主たる介護者氏名		年齢	歳	本人との続柄	
要介護度		認定有効期間	～		
障害者手帳の有無	<input type="checkbox"/> 有 ⇒具体的に() <input type="checkbox"/> 無				
障害支援区分		認定有効期間	～		
介護者の具体的な状況					
他の介護者	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	他に介護者がいる場合、その者が常時介護できない理由			

その他やむを得ない事情により、施設における継続的な支援が必要である。

現在の状況や長期間の利用を希望する理由 (具体的に記載すること)	
-------------------------------------	--

3. 必要性の確認

長期利用の必要性	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	希望する支給量	日/月
今後の対応方針 改善方法等			
作成者氏名		作成年月日	

(8) 重度障害者等包括支援

i) サービスの内容

常時介護を要する障害者等であって、意思疎通を図ることに著しい支障があるもののうち、四肢の麻痺及び寝たきりの状態にあるもの並びに知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有するものにつき、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、自立生活援助及び共同生活援助を包括的に提供する。

ii) 対象者

障害支援区分が区分6（障害児にあっては区分6に相当する支援の度合）に該当する者のうち、意思疎通に著しい困難を有する者であって、以下のいずれかに該当する者

類 型		状態像
重度訪問介護の対象であって、四肢すべてに麻痺等があり、寝たきり状態にある障害者のうち、右のいずれかに該当する者	人工呼吸器による呼吸管理を行っている身体障害者 I 類型	・筋ジストロフィー ・脊椎損傷・ALS ・遷延性意識障害 等
	最重度知的障害者 II 類型	・重症心身障害者 等
障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等（12項目）の合計点数が10点以上である者 III 類型		・強度行動障害 等

I 類型

- (1) 障害支援区分6の「重度訪問介護」対象者であって
- (2) 医師意見書の「2. 身体の状態に関する意見」中の「(3)麻痺」における「左上肢 右上肢 左下肢 右下肢」において、いずれも「ある」に認定（軽、中、重のいずれかにチェックされていること）
 なお、医師意見書の「2. 身体の状態に関する意見」中の「(2)四肢欠損」、「(4)筋力の低下」、「(5)関節の拘縮」は「麻痺」に準ずる取扱いとする。
- (3) 認定調査項目「1群 起居動作 寝返り」において「全面的な支援が必要」と認定
- (4) 認定調査項目「10群 特別な医療 レスピレーター」において「ある」と認定

- (5) 認定調査項目「6群 認知機能 コミュニケーション」において「日常生活に支障がない」以外に認定

II 類型

- (1) 概況調査において知的障害の程度が「最重度」と確認
- (2) 障害支援区分6の「重度訪問介護」対象者であって
- (3) 医師意見書の「2. 身体の状態に関する意見」中の「(3)麻痺」における「左上肢 右上肢 左下肢 右下肢」において、いずれも「ある」に認定（軽、中、重のいずれかにチェックされていること）
- なお、医師意見書の「2. 身体の状態に関する意見」中の「(2)四肢欠損」、「(4)筋力の低下」、「(5)関節の拘縮」は「麻痺」に準ずる取扱いとする。
- (4) 認定調査項目「1群 起居動作 寝返り」において「全面的な支援が必要」と認定
- (5) 認定調査項目「6群 認知機能 コミュニケーション」において「日常生活に支障がない」以外に認定

III 類型

- (1) 障害支援区分6の「行動援護」対象者であって
- (2) 認定調査項目「6群 認知機能 コミュニケーション」において「日常生活に支障がない」以外に認定
- (3) 障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等（12項目）の合計点数が10点以上（障害児にあってはこれに相当する支援の度合）である者（表2参照）

iii) 標準支給量

一月の支給量を一月のサービス利用に要する包括報酬の単位数として定めることから、サービス等利用計画案を踏まえ、一月ごとの支給量を定める。

iv) 留意事項

- ・障害福祉サービスを包括的に提供するものであるため、他の障害福祉サービスとの併給はできない。
- ・障害者の認定調査項目と同様の80項目の調査及び四肢すべての麻痺等の有無の調査を行い、市町村審査会に重度障害者等包括支援の対象とすることが適切であるか否かの意見を聴取した上で支給の要否を決定する。

なお、麻痺等の有無の確認については、身体障害者手帳、医師の診断書又は聞き取り等により確認する。

また、対象児童に該当するか否かの判断に当たっては、必ずしも身体障害者手帳及び療育手帳の交付を受けている必要はない。

(9) 施設入所支援

i) サービスの内容

その施設に入所する障害者につき、主として夜間において、入浴、排せつ及び食事等の介護、生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援を行う。

ii) 対象者

- ① 生活介護を受けている者であって障害支援区分が区分4（50歳以上の者にあつては区分3）以上である者。
- ② 自立訓練又は就労移行支援（以下この②において「訓練等」という。）を受けている者であつて、入所させながら訓練等を実施することが必要かつ効果的であると認められるもの又は地域における障害福祉サービスの提供体制の状況その他やむを得ない事情により、通所によって訓練等を受けることが困難なもの。
- ③ 生活介護を受けている者であつて障害支援区分4（50歳以上の場合は障害支援区分3）より低い者のうち、指定特定相談支援事業者によるサービス等利用計画案の作成の経路を経た上で、市町村が利用の組合せの必要性を認めた者。
- ④ 就労継続支援B型を受けている者のうち、指定特定相談支援事業者によるサービス等利用計画案の作成の経路を経た上で、市町村が利用の組合せの必要性を認めた者。

iii) 標準支給量

当該月の日数／月

iv) 留意事項

- ・原則、生活介護・自立訓練・就労移行支援・就労継続支援B型以外のサービスとの併給はできない（短期入所の注意点参照）。ただし、一時帰宅中において、居宅介護や短期入所等が必要な事情が生じた場合や、帰宅先における介護者の一時的な事情により必要な介護を受けることが困難で、かつ、直ちに入所施設に戻ることも困難である場合等、特に必要と認める場合は、支給決定を行う。その場合、事前の相談と、サービス等利用計画に理由を記載する必要がある。

【自立支援給付（訓練等給付）】

（10）自立訓練（機能訓練）

i) サービスの内容

障害者につき、障害者支援施設若しくは障害福祉サービス事業所に通わせ、当該障害者支援施設若しくは障害福祉サービス事業所において、又は当該障害者の居宅を訪問して行う理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーション、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行う。

ii) 対象者

地域生活を営む上で、身体機能・生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な障害者。具体的には次のような例が挙げられる。

- ①入所施設・病院を退所・退院した者であって、地域生活への移行等を図る上で、身体的リハビリテーションの継続や身体機能の維持・回復などの支援が必要な者
- ②特別支援学校を卒業した者であって、地域生活を営む上で、身体機能の維持・回復などの支援が必要な者 等

iii) 標準支給量

当該月の日数／月－8日

iv) 留意事項

- ・標準利用期間は1年6カ月間（頸髄損傷による四肢の麻痺その他これに類する状態にある場合は、3年間）。ただし、この期間で十分な成果が得られず、かつ引き続きサービスを利用することで改善効果が具体的に見込まれる場合は、審査会の個別審査を経て、1回に限り最大1年間の延長更新ができる。
- ・生涯で1度きりの利用を原則とするものではない。生活環境や障害の状況の変化等により、再度利用を希望し、必要と判断した場合は利用可能とする。

(11) 自立訓練（生活訓練）

i) サービスの内容

障害者につき、障害者支援施設若しくは障害福祉サービス事業所に通わせ、当該障害者支援施設若しくは障害福祉サービス事業所において、又は当該障害者の居宅を訪問して行う入浴、排せつ及び食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行う。

ii) 対象者

地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な障害者。具体的には次のような例が挙げられる。

- ①入所施設・病院を退所・退院した者であって、地域生活への移行を図る上で、生活能力の維持・向上などの支援が必要な者
- ②特別支援学校を卒業した者、継続した通院により症状が安定している者等であって、地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上などの支援が必要な者 等

iii) 標準支給量

当該月の日数／月－8日

iv) 留意事項

- ・標準利用期間は2年間（長期間入院していた又はこれに類する事由のある障害者にあつては、3年間）。ただし、この期間で十分な成果が得られず、かつ引き続きサービスを利用することで改善効果が見込まれる場合は、審査会の個別審査を経て、1回に限り最大1年間の延長更新ができる。
- ・生涯で1度きりの利用を原則とするものではない。生活環境や障害の状況の変化等により、再度利用を希望し、必要と判断した場合は利用可能とする。

(12) 宿泊型自立訓練

i) サービスの内容

障害者につき、居室その他の設備を利用させるとともに、家事等の日常生活能力を向上させるための支援、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行う。

ii) 対象者

上記の自立訓練（生活訓練）の対象者に掲げるもののうち、日中、一般就労や障害福祉サービスを利用している者等であって、地域移行に向けて一定期間、居住の場を提供して帰宅後における生活能力等の維持・向上のための訓練その他の支援が必要な障害者。

iii) 標準支給量

当該月の日数／月

iv) 留意事項

- ・標準利用期間は2年間（長期間入院していた又はこれに類する事由のある障害者にあつては、3年間）。ただし、この期間で十分な成果が得られず、かつ引き続きサービスを利用することで改善効果が見込まれる場合は、審査会の個別審査を経て、1回に限り最大1年間の延長更新ができる。
- ・生涯で1度きりの利用を原則とするものではない。生活環境や障害の状況の変化等により、再度利用を希望し、必要と判断した場合は利用可能とする。
- ・介護給付（居宅介護・生活介護等）や共同生活援助と併給することはできない。

(13) 就労移行支援

i) サービスの内容

就労を希望する65歳未満の障害者又は65歳以上の障害者（65歳に達する前5年間（入院その他やむを得ない事由により障害福祉サービスに係る支給決定を受けていなかった期間を除く。）引き続き障害福祉サービスに係る支給決定を受けていたものであって、65歳に達する前日において就労移行支援に係る支給決定を受けていた障害者に限る。）であって、通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれるものにつき、生産活動、職場体験その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援、その適性に応じた職場の開拓、就職後における職場への定着のために必要な相談その他の必要な支援を行う。

ii) 対象者

①就労を希望する者であって、単独で就労することが困難であるため、就労に必要な知識及び技術の習得若しくは就労先の紹介その他の支援が必要な65歳未満の者又は65歳以上の者。

②あん摩マッサージ指圧師免許、はり師免許又はきゅう師免許を取得することにより、65歳以上の者を含む就労を希望する者。

※ただし、65歳以上の者は、65歳に達する前5年間（入院その他やむを得ない事由により障害福祉サービスに係る支給決定を受けていなかった期間を除く。）引き続き障害福祉サービスに係る支給決定を受けていたものであって、65歳に達する前日において就労移行支援に係る支給決定を受けていた者に限る。

iii) 標準支給量

当該月の日数／月－8日

iv) 留意事項

- ・標準利用期間は2年間（あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師の資格取得を目的とする養成施設を利用する場合は、3年間又は5年間）。ただし、この期間で十分な成果が得られず、かつ引き続きサービスを利用することで改善効果が見込まれる場合は、審査会の個別審査を経て、1回に限り最大1年間の延長更新ができる。
- ・生涯で1度きりの利用を原則とするものではない。生活環境や障害の状況の変化等により、再度利用を希望し、必要と判断した場合は利用可能とする。
- ・暫定支給決定対象サービス（本支給決定期間内の原則2カ月間・養成施設は除く）。
- ・暫定支給決定期間終了までに、アセスメント票、その他必要とする書類（個別支援計画書等）を市及び計画相談支援事業所に提出する。

- ・暫定支給決定期間経過後、サービスを継続しても改善効果が見込まれないと判断された場合は、市、サービス提供事業者、当該指定特定相談支援事業者及び利用者（必要に応じて家族や関係機関等関係者の参加を求める。）による連絡調整会議を開催し、利用者とその旨を説明するとともに、今後のサービス利用について調整を行う。
- ・すでに暫定支給決定期間中に行うアセスメントと同等と認められるアセスメントが行われており、改めて暫定支給決定によるアセスメントを要しないものと認めるときは、暫定支給決定は行わないものとする。

(14) 就労継続支援 A 型

i) サービスの内容

通常の事業所に雇用されることが困難な障害者のうち適切な支援により雇用契約等に基づき就労する者につき、生産活動その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援を行う。

ii) 対象者

企業等に就労することが困難な者であって、雇用契約に基づき、継続的に就労することが可能な 65 歳未満の者又は 65 歳以上の者（65 歳に達する前 5 年間（入院その他やむを得ない事由により障害福祉サービスに係る支給決定を受けていなかった期間を除く。）引き続き障害福祉サービスに係る支給決定を受けていたものであって、65 歳に達する前日において就労継続支援 A 型に係る支給決定を受けていた者に限る。）。具体的には次のような例が挙げられる。

- ① 就労移行支援事業を利用したが、企業等の雇用に結びつかなかった者。
- ② 特別支援学校を卒業して就職活動を行ったが、企業等の雇用に結びつかなかった者。
- ③ 企業等を離職した者等就労経験のある者で、現に雇用関係がない者。

iii) 標準支給量

当該月の日数／月－8 日

iv) 留意事項

- ・ 暫定支給決定対象サービス（本支給決定期間内の原則 2 カ月間）。
- ・ 暫定支給決定期間終了までに、アセスメント票、その他必要とする書類（個別支援計画書等）を市及び計画相談支援事業所に提出する。
- ・ 暫定支給決定期間経過後、サービスを継続しても改善効果が見込まれないと判断された場合は、市、サービス提供事業者、当該指定特定相談支援事業者及び利用者（必要に応じて家族や関係機関等関係者の参加を求める。）による連絡調整会議を開催し、利用者にその旨を説明するとともに、今後のサービス利用について調整を行う。
- ・ 以下に記載するように、すでに暫定支給決定期間中に行うアセスメントと同等と認められるアセスメントが行われており、改めて暫定支給決定によるアセスメントを要しないものと認めるときは、暫定支給決定は行わないものとする。

- ① 就労継続支援 A 型を利用している障害者が、他の就労継続支援 A 型の利用を希望する場合に、利用する予定の就労継続支援 A 型事業所にアセスメント情報が引き継がれており、かつ、当該アセスメント情報の内容から、改めて暫定支給決定を要しないと判断できる場合。

- ② 就労移行支援を利用していたが、一般企業に就職できなかった障害者が、就労継続支援A型の利用を希望する場合に、当該就労移行支援事業所から利用予定の就労継続支援A型事業所にアセスメント情報が引き継がれており、かつ、当該アセスメント情報の内容から、改めて暫定支給決定を要しないことが判断できる場合。

(15) 就労継続支援B型

i) サービスの内容

通常の事業所に雇用されることが困難な障害者のうち通常の事業所に雇用されていた障害者であってその年齢、心身の状態その他の事情により引き続き当該事業所に雇用されることが困難となった者、就労移行支援によっても通常の事業所に雇用されるに至らなかった者、その他の通常の事業所に雇用されることが困難な者につき、生産活動その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援を行う。

ii) 対象者

就労移行支援事業等を利用したが一般企業等の雇用に結びつかない者や、一定年齢に達している者などであって、就労の機会等を通じ、生産活動にかかる知識及び能力の向上や維持が期待される者。具体的には次のような者が挙げられる。

- ① 就労経験がある者であって、年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難となった者。
- ② 50歳に達している者又は障害基礎年金1級受給者。
- ③①及び②のいずれにも該当しない者であって、就労移行支援事業者等によるアセスメントにより、就労面に係る課題等の把握が行われている本事業の利用希望者。
- ④障害者支援施設に入所する者については、指定特定相談支援事業者によるサービス等利用計画案の作成の手続を経た上で、利用の組合せの必要性を認めた者。

iii) 標準支給量

当該月の日数/月－8日

iv) 留意事項

- ・就労継続支援B型は、年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難となった者等で、他事業への転換が困難な者であることから、暫定支給決定を行わないこととする。

(16) 就労定着支援

i) サービスの内容

生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援（以下「就労移行支援等」という。）を利用して、通常の事業所に新たに雇用された障害者の就労の継続を図るため、企業、障害福祉サービス事業者、医療機関等との連絡調整を行うとともに、雇用に伴い生じる日常生活又は社会生活を営む上での各般の問題に関する相談、指導及び助言等の必要な支援を行う。

ii) 対象者

就労移行支援等を利用した後、通常の事業所に新たに雇用された障害者であって、就労を継続している期間が6月を経過した障害者（病気や障害により通常の事業所を休職し、就労移行支援等を利用した後、復職した障害者であって、就労を継続している期間（復職後の就労期間）が6月を経過した障害者も含む。）

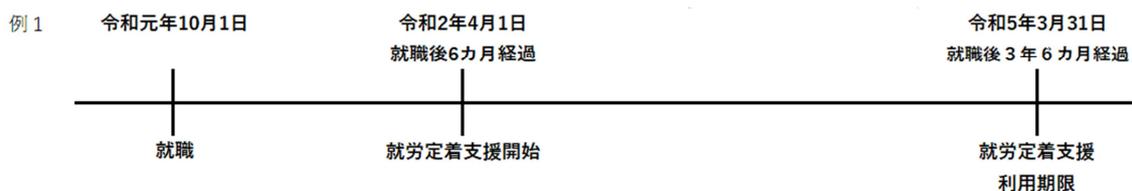
iii) 標準支給量

当該月の日数

iv) 留意事項

- ・標準利用期間は3年間（延長なし）。
- ・就職後6カ月を経過し、かつ、就職後42カ月後までの間を利用可能期間である。以下例とする。

例1：就労移行支援等を利用して就職。就職後6カ月経過してからの利用開始。



例2：就労移行支援等を利用して就職。就職後10カ月経過してからの利用開始。



※就職後3年6カ月までのため、利用期限は例1と変わらない。

例3：就労移行支援等を利用して就職(月の途中)。就職後10カ月経過してからの利用開始。



※月途中の就職だが、月初は含まないため、例1・2と利用期限は変わらない。

(17) 自立生活援助

i) サービスの内容

居宅における自立した日常生活を営む上での各般の問題につき、定期的な巡回又は随時通報を受けて行う訪問、相談対応等により、障害者の状況を把握し、必要な情報の提供及び助言並びに相談、関係機関との連絡調整等の自立した日常生活を営むための環境整備に必要な援助を行う。

ii) 対象者

障害者支援施設若しくは共同生活援助を行う住居等を利用していただ障害者又は居宅において単身であるため若しくはその家族と同居している場合であっても、当該家族等が障害や疾病等のため居宅における自立した日常生活を営む上での各般の問題に対する支援が見込めない状況にある障害者であって、上記 i) の支援を要する者。具体的には次のような例が挙げられる。

①障害者支援施設、のぞみの園、指定宿泊型自立訓練を行う自立訓練（生活訓練）事業所、児童福祉施設又は療養介護を行う病院に入所していた障害者。

※児童福祉施設に入所していた18歳以上の者、障害者支援施設等に入所していた15歳以上の障害者みなしの者も対象。

②共同生活援助を行う住居又は福祉ホームに入居していた障害者。

③精神科病院に入院していた精神障害者。

④救護施設又は更生施設に入所していた障害者。

⑤刑事施設（刑務所、少年刑務所、拘置所）、少年院に収容されていた障害者。

⑥更生保護施設に入所していた障害者又は自立更生促進センター、就業支援センター若しくは自立準備ホームに宿泊していた障害者。

⑦現に地域において一人暮らしをしている障害者又は同居する家族が障害、疾病等により当該家族による支援が見込めないため実質的に一人暮らしと同等の状況にある障害者であって、当該障害者を取り巻く人間関係、生活環境又は心身の状態等の変化により、自立した地域生活を継続することが困難と認められる者。

iii) 標準支給量

当該月の日数

iv) 留意事項

- ・標準利用期間は1年間。ただし、この期間で十分な成果が得られず、かつ引き続きサービスを利用することで改善効果が見込まれる場合は、審査会の個別審査を経て、1回に限り最大1年間の延長更新ができる。
- ・生涯で1度きりの利用を原則とするものではない。生活環境や障害の状況の変化等により、再度利用を希望し、必要と判断した場合は利用可能とする。

(18) 共同生活援助（グループホーム）

i) サービスの内容

障害者につき、主として夜間において、共同生活を営むべき住居において相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を行う。

ii) 対象者

障害者（身体障害者にあつては、65歳未満の者又は65歳に達する日の前日までに障害福祉サービス若しくはこれに準ずるものを利用したことがある者に限る。）

なお、身体障害者が共同生活援助を利用するに当たっては、

- ①在宅の障害者が、本人の意に反して共同生活援助の利用を勧められることのないよう、徹底を図る。
- ②共同生活援助の利用対象者とする身体障害者の範囲については、施設からの地域移行の推進などの趣旨を踏まえ、65歳に達した以降に身体障害者となった者については新規利用の対象としない。

iii) 支給量

当該月の日数

iv) 留意事項

- ・体験利用の場合、連続30日以内かつ年間50日以内に限り利用できる。
- ・グループホーム利用中に別の事業所のグループホームを体験利用することは可能。ただし、同一敷地内または同一事業所の場合は報酬算定できない。
- ・家族と同居、入院、入所中であっても体験利用はできる。
- ・共同生活援助の利用を希望する障害者のうち、入浴、排せつ又は食事等の介護の提供を受けることを希望しない障害者については、必ずしも障害支援区分の認定手続を要しないものとする。ただし、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の利用を希望する障害者については、障害支援区分の認定手続を要するものとする。

※以下の表にまとめる。

事業所の種類	認定手続が必要な者	認定手続が不要な者
指定共同生活援助(介護サービス包括型)事業所	入浴、排せつ又は食事等の介護の提供を受けることを希望する障害者	入浴、排せつ又は食事等の介護の提供を受けることを希望しない障害者であって、申請者本人の意向や障害の種類及び程度その他の心身の状況等を勘案して、障害支援区分の認定手続は不要であると判断された障害者
外部サービス利用型指定共同生活援助事業所	日常生活上の援助など基本サービスに加えて、受託居宅介護サービスの提供を受けることを希望する障害者	日常生活上の援助など基本サービスのみを受ける障害者(受託居宅介護サービスの提供を受けることを希望しない障害者)であって、申請者本人の意向や障害の種類及び程度その他の心身の状況等を勘案して、障害支援区分の認定手続は不要であると判断された障害者
日中サービス支援型指定共同生活援助事業所	利用希望するすべての障害者	

- ・外部サービス利用型共同生活援助事業所から受託居宅介護サービスの提供を希望する方に対する受託居宅介護サービスの標準支給量は以下のとおりとする。

区分	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
標準支給量	2.5時間/月	10時間/月	15時間/月	22時間/月	32時間/月

※特例的支給量は、必要性に応じて、サービス等利用計画の内容も考慮した上で対応する。

【共同生活援助（グループホーム）の特例について】

共同生活援助において個人単位で居宅介護等を利用する場合の特例
（令和3年3月31日までの経過措置）

グループホームの入居者の身体的介護については、基本的には共同生活援助にて支援されるべきものであるが、市が特に必要と認めた場合に限り、居宅介護（身体介護のみ）重度訪問介護の支給決定を行う。

①対象要件

障害支援区分4以上、かつ、各サービスの対象者であり、共同生活援助の個別支援計画に居宅介護等の利用が位置づけられており、サービス等利用計画に必要性が記載され、市が必要と認めた場合。

②支給量

個別の利用者の状況に合わせ勘案するが、各サービスの支給量に準ずる。

2-2 地域相談支援

(1) 地域移行支援

i) サービスの内容

障害者支援施設等に入所している障害者又は精神科病院に入院している精神障害者その他の地域における生活に移行するために重点的な支援を必要とする者につき、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談その他の必要な支援を行う。

ii) 対象者

以下の者のうち、地域生活への移行のための支援が必要と認められる者。

- ①障害者支援施設、のぞみの園、児童福祉施設又は療養介護を行う病院に入所している障害者。

※児童福祉施設に入所する18歳以上の者、障害者支援施設等に入所する15歳以上の障害者みなしの者も対象。

- ②精神科病院に入院している精神障害者。

※地域移行支援の対象となる精神科病院には、医療観察法第2条第4項の指定医療機関も含まれており、医療観察法の対象となる者に係る支援に当たっては保護観察所と連携すること。

- ③救護施設又は更生施設に入所している障害者。

- ④刑事施設（刑務所、少年刑務所、拘留所）、少年院に収容されている障害者。

※保護観察所、地域生活定着支援センターが行う支援との重複を避け、役割分担を明確にする観点等から、特別調整の対象となった障害者（「高齢又は障害により特に自立が困難な矯正施設収容中の者の社会復帰に向けた保護、生活環境の調整等について（通達）」（平成21年4月17日法務省保観第244号。法務省矯正局長、保護局長連名通知。）に基づき、特別調整対象者に選定された障害者をいう。）のうち、矯正施設から退所するまでの間に障害福祉サービスの体験利用や体験宿泊など矯正施設在所中に当該施設外で行う支援の提供が可能であると見込まれるなど指定一般相談支援事業者による効果的な支援が期待される障害者を対象とする。

- ⑤更生保護施設に入所している障害者又は自立更生促進センター、就業支援センター若しくは自立準備ホームに宿泊している障害者。

iii) 標準支給量

当該月の日数

iv) 留意事項

標準利用期間は6カ月。ただし、この期間で十分な成果が得られず、かつ引き続きサービスを利用することで改善効果が見込まれる場合は、審査会の個別審査を経て、1回に限り最大6カ月の延長更新ができる。

- ・生涯で1度きりの利用を原則とするものではない。生活環境や障害の状況の変化等により、再度利用を希望し、必要と判断した場合は利用可能とする。
- ・報酬額の全額が地域相談支援給付費として支給されるため、利用者の自己負担はない。

(2) 地域定着支援

i) サービスの内容

居宅において単身等で生活する障害者につき、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に相談その他必要な支援を行う。

ii) 対象者

①居宅において単身であるため緊急時の支援が見込めない状況にある者。

②居宅において家族と同居している障害者であっても、当該家族等が障害、疾病等のため、障害者に対し、当該家族等による緊急時の支援が見込めない状況にある者。

なお、障害者支援施設等や精神科病院から退所・退院した者の他、家族との同居から一人暮らしに移行した者や地域生活が不安定な者等も含む。

iii) 標準支給量

当該月の日数

iv) 留意事項

支給決定期間は1年間までとする。ただし、対象者や同居する家族等の心身の状況や生活状況、緊急時支援の実績等を踏まえ、引き続き地域生活を継続していくための緊急時の支援体制が必要と見込まれる場合には、1年間の範囲内で給付決定期間の更新が可能である（更なる更新についても、必要性が認められる場合については更新可）。

- ・生涯で1度きりの利用を原則とするものではない。生活環境や障害の状況の変化等により、再度利用を希望し、必要と判断した場合は利用可能とする。
- ・報酬額の全額が地域相談支援給付費として支給されるため、利用者の自己負担はない。
- ・共同生活援助、宿泊型自立訓練の入居者に係る常時の連絡体制の整備、緊急時の支援等については、通常、当該事業所の世話人等が対応することとなるため、対象外。
- ・上記①又は②の者のうち医療観察法の対象となる者に係る支援に当たっては保護観察所と連携すること。

2-3 障害児通所支援（児童福祉法）

（1）児童発達支援

i) サービスの内容

日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他必要な支援を行う。

ii) 対象者

療育の観点から集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる主に未就学の障害児。

①市町村等が行う乳幼児健診等で療育の必要性があると認められた児童。

②保育所や幼稚園に在籍しているが、併せて、指定児童発達支援事業所において、専門的な療育・訓練を受ける必要があると認められた児童。

iii) 標準支給量

23日／月

※特例的支給量

31日／月

iv) 留意事項

・効果的な支援を行う上で、市が必要と認める場合には、児童発達支援と保育所等訪問支援を組み合わせることで通所給付決定を行うことは可能。

・同一日に複数の障害児通所支援を利用することはできない。

・最大利用期間は就学する年の3月末までとする。

(2) 医療型児童発達支援

i) サービスの内容

児童発達支援及び治療を行う。

ii) 対象者

肢体不自由があり、理学療法等の機能訓練又は医療的管理下での支援が必要であると認められた障害児。

iii) 標準支給量

23日/月

※特例的支給量

31日/月

iv) 留意事項

- ・効果的な支援を行う上で、市が必要と認める場合には、医療型児童発達支援と保育所等訪問支援を組み合わせる通所給付決定を行うことは可能。
- ・同一日に複数の障害児通所支援を利用することはできない。
- ・最大利用期間は就学する年の3月末までとする。

(3) 放課後等デイサービス

i) サービスの内容

生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行う。

ii) 対象者

学校教育法第1条に規定している学校（幼稚園及び大学を除く。）に就学しており、授業の終了後又は休業日に支援が必要と認められた障害児。

iii) 標準支給量

23日/月

※特例的支給量

31日/月

iv) 留意事項

- ・効果的な支援を行う上で、市が必要と認める場合には、放課後等デイサービスと保育所等訪問支援を組み合わせる通所給付決定を行うことは可能。
- ・同一日に複数の障害児通所支援を利用することはできない。
- ・最大利用期間は高校を卒業する年の3月末までとする。ただし、市が必要と認めた場合は20歳の誕生日まで延長可能。

(4) 居宅訪問型児童発達支援

i) サービスの内容

居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他必要な支援を行う。

ii) 対象者

重度の障害の状態その他これに準ずるものとして厚生労働省令で定める状態にあり、児童発達支援、医療型児童発達支援又は放課後等デイサービスを受けるために外出することが著しく困難であると認められた障害児。

iii) 標準支給量

10日/月

※特例的支給量

31日/月

iv) 留意事項

- ・児童発達支援等と組み合わせて通所給付決定を行うことは、原則できない。ただし、通所施設へ通うための移行期間として組み合わせる場合は可能。
- ・最大利用期間は高校を卒業する年の3月末までとする。ただし、市が必要と認めた場合は20歳の誕生日まで延長可能。
- ・障害児相談支援事業所が作成した障害児支援利用計画案を必須とする。

(4) 保育所等訪問支援

i) サービスの内容

障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他必要な支援を行う。

ii) 対象者

保育所その他の児童が集団生活を営む施設として厚生労働省令で定めるものに通う障害児又は乳児院その他の児童が集団生活を営む施設として厚生労働省令で定めるものに入所する障害児であって、当該施設において、専門的な支援が必要と認められた障害児。

※厚生労働省令で定める施設とは、保育所、幼稚園、小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）、特別支援学校、認定こども園、乳児院、児童養護施設その他児童が集団生活を営む施設として、市町村が認めた施設とする（則第1条の2の5）。対象施設であるか否かの認定方法は、児童の利用が想定されるものを事前に施設の種別ごとに包括的に認める場合と、施設を個々にその都度認める場合の両方が考えられる。

iii) 標準支給量

3日／月（2週1に回を目安とする。）

※特例的支給量

5日／月（週1回を目安とする。）

iv) 留意事項

- ・児童発達支援等と組み合わせて通所給付決定を行うことは可能。
- ・同一日に複数回算定することや障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス（居宅介護を除く。）と同一日に算定することはできない。
- ・最大利用期間は中学校を卒業する年の3月末までとする。

2-4 地域生活支援事業

(1) 移動支援

i) サービスの内容

屋外での移動が困難な障害者等に対して、外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加の促進を図ることを目的とする。

ii) 対象者

社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出に、移動の支援の必要がある障害者等。

【身体介護を伴う場合】

障害支援区分の認定調査項目のうち、次に掲げる状態のいずれか1つ以上に認定されていること。

- ・「歩行」：「全面的な支援が必要」
- ・「移乗」：「見守り等の支援が必要」、「部分的な支援が必要」又は、「全面的な支援が必要」
- ・「移動」：「見守り等の支援が必要」、「部分的な支援が必要」又は、「全面的な支援が必要」
- ・「排尿」：「部分的な支援が必要」又は「全面的な支援が必要」
- ・「排便」：「部分的な支援が必要」又は「全面的な支援が必要」

【身体介護を伴わない場合】

上記要件に該当しない障害者等。

iii) 標準支給量 ※ ()内は参考例

30時間/月 (5時間/回×6回)

※特例的支給量

60時間/月 (5時間/回×12回)

iv) 留意事項

- ・移動時の交通費はヘルパーの分も含め、利用者の自己負担となる。
- ・ヘルパー自らが運転する車両で移動する場合は、乗車中の時間は算定できない。ただし、運転者以外にヘルパーが同乗し、利用者の介護をする場合は、算定できる。
- ・障害福祉サービス(介護給付)の行動援護・同行援護・重度訪問介護との併給は、移動支援に優先するためできない。
- ・原則として1日の範囲内で終わるものに限る。

- ・障害児の利用は、保護者のみでの介助が困難な場合に限る。保護者が不在の場合の利用は、児童一人でも目的が達成できる場合のみとする。
- ・通勤、通学、通年かつ長期にわたる外出及び社会通念上適当でない外出は利用できない。

【利用可能な対象先及び支援の例】

- ①プール、コンサート、遊園地、ショッピング、金融機関、映画、お見舞い、理容室、図書館など。
- ②障害福祉サービスを受ける為の施設見学、補装具判定会など。

【利用できない対象先及び支援の例】

- ①通学、通勤、通所での利用。
- ②障害福祉、介護保険、児童福祉法等の各サービスにおいて、施設に入所したもの。
(共同生活援助の利用者は利用可能)
- ③医療機関に入院している場合の一時帰宅事の利用及び、退院時の利用。
- ④政治活動（選挙運動）、宗教活動（布教活動、勧誘）等に出る外出。
- ⑤公的サービスにふさわしくない場所への外出。
(パチンコ、競馬場、複合型場外発売施設、その他公共の秩序に欠けると思わせる場所)

(2) 日中一時支援（日中支援型） ※障害福祉サービス通所事業所

i) サービスの内容

障害者等の日中における活動の場を確保し、障害者等の家族の就労支援及び日常介護している家族の一時的な負担軽減を図り、又は創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与することにより、障害者等の地域生活支援の促進を図る。日中支援型は、日中に施設で一時的に預かり、見守りその他の便宜を供与する。

ii) 対象者

日中において一時的な預かりや見守り等が必要な障害者等。

iii) 標準支給量 ※（）内は参考例

15日／月（3日／週×5週）

※特例的支給量

23日／月（当該月の日数／月－8日）

iv) 留意事項

- ・自立支援給付、障害児通所支援の利用が優先される。
- ・日中活動サービスに係る報酬は一日単位で算定されることから、同一日に複数の日中活動サービスを利用することはできない（同一日に同一サービスを異なる事業所で利用した場合を含め、同一日においては、一の事業所以外は報酬を算定できない。ただし、契約時間外での利用（生活介護を延長としての利用）は、受け入れ事業所の支援体制が整っていれば可能。
- ・特別支援学校等で在学中の施設実習等での利用も可能。

(3) 日中一時支援（デイサービス型）

※介護保険法の通所介護事業所または地域活動支援センター

i) サービスの内容

障害者等の日中における活動の場を確保し、障害者等の家族の就労支援及び日常介護している家族の一時的な負担軽減を図り、又は創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与することにより、障害者等の地域生活支援の促進を図る。デイサービス型は、日中に施設に通わせ、入浴、排せつ及び食事等の介護、創作的活動の機会の提供、社会との交流の促進、その他の便宜を供与する。

ii) 対象者

日中において、入浴、排せつ及び食事等の介護、創作的活動の機会の提供、社会との交流の促進等が必要な障害者等。

iii) 標準支給量

15日／月（3日／週×5週）・入浴回数込み

※特例的支給量

23日／月（当該月の日数／月－8日）入浴回数込み

iv) 留意事項

- ・自立支援給付、障害児通所支援の利用が優先される。
- ・日中活動サービスに係る報酬は一日単位で算定されることから、同一日に複数の日中活動サービスを利用することはできない（同一日に同一サービスを異なる事業所で利用した場合を含め、同一日においては、一の事業所以外は報酬を算定できない。ただし、契約時間外での利用（生活介護を延長としての利用）は、受け入れ事業所の支援体制が整っていれば可能。

(4) 訪問入浴

i) サービスの内容

居宅において入浴することが困難な身体障害者に対し入浴の機会を提供することにより、保健衛生の向上及び家族の介護の軽減を図り、もって福祉の増進に資することを目的とする。

ii) 対象者

身体障害者の程度が1級又は2級に該当し、かつ、ねたきりの状態で常時介護を必要とするもの。

iii) 標準支給量

5回／月（1回／週）

iv) 留意事項

- ・医師指示書（香取市様式）の提出が必須。
- ・施設入所等の入所サービス、共同生活援助との併給はできない。

第4章 支給決定期間

(1) 介護給付

障害支援区分の認定期間を踏まえた上で、
最短1月から以下の期間の中で必要な期間を支給。

サービス種別	支給決定期間
居宅介護	1年
重度訪問介護	
同行援護	
行動援護	
重度障害者包括支援	
短期入所	3年
生活介護	
療養介護	
施設入所	

(2) 訓練等給付

最短1月から以下の期間の中で必要な期間を支給。

サービス種別	支給決定期間		標準利用期間	標準利用期間 延長の場合
		暫定支給期間		
自立訓練（機能訓練）	1年	2ヶ月 ※左記の期間に含む。 ※本利用が認められれば 暫定期間終了後、自動的に 本利用となる。	1年6ヶ月以内 頭髄損傷による四肢の麻痺その他これに類する状態にある場合は3年	最長1年
自立訓練（生活訓練） ※宿泊型自立訓練含む			2年以内 長期間入院していた又はこれに類する事由のある障害者にあつては3年	最長1年
就労移行支援			2年以内	
就労移行支援（養成施設）	1年		3年または5年以内	最長1年
就労継続支援A型	3年	2ヶ月 ※左記の期間に含む。 ※本利用が認められれば 暫定期間終了後、自動的に 本利用となる。	利用期間の制限なし	
就労継続支援B型	50歳以上：3年 50歳未満：1年			
就労定着支援	1年		就職後6ヶ月後～就職42ヶ月 後までの間利用可能	延長なし
自立生活援助	1年		1年	最長1年
共同生活援助	3年 地域移行型ホームは2年		利用期間の制限なし	
共同生活援助（体験利用）	1年		連続30日以内かつ 年50日以内	

(3) 地域相談支援

以下の期間の中で必要な期間を支給。

サービス種別	標準利用期間	標準利用期間延長の場合
地域移行支援	6ヶ月	最長6ヶ月
地域定着支援	1年	1年

(4) 障害児通所支援

以下の期間の中で必要な期間を支給。

サービス種別	支給決定期間	標準利用期間
児童発達支援	1年	就学する年の3月末まで
医療型児童発達支援		
放課後等デイサービス		高校を卒業する年の3月末まで ※市が必要と認めた場合は20歳の誕生日まで延長可能
居宅訪問型児童発達支援		
保育所等訪問支援		

(5) 地域生活支援事業

以下の期間の中で必要な期間を支給。

サービス種別	支給決定期間	標準利用期間
移動支援	1年	利用期間の制限なし
日中一時支援 (日中支援型)		
日中一時支援 (デイサービス型)		
保育所等訪問支援		

※留意事項

- ・障害支援区分を要するサービス（介護給付・共同生活援助の一部）は障害支援区分認定有効期間内での支給となる。

（障害支援区分は審査会において認定され、最短3ヶ月～最長36ヶ月内で認定される）

- ・次のサービスグループについては、原則として、それぞれのグループごとに有効期間の終期を合わせるものとする。

- ① 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護及び短期入所
- ② 生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援

- ・施設入所支援は、その他の施設障害福祉サービスに係る支給決定の有効期間を超えないこと。（通常は同一の有効期間で支給決定）

- ・ 自立生活援助は、施設等から地域生活に移行した者である場合には、当該施設等を退所等した日から一年を経過した日の属する月までを有効期間とし、その後、支給開始から一年の期間の範囲で再度有効期間を定めるものとする。なお、それ以外の対象者については、対象者の状況に応じて適切に有効期間を設定することとする。
- ・ 地域移行支援については、対象者の状況に応じて適切に有効期間を設定する。
- ・ 地域定着支援については、1人の利用者が必要以上に異なる有効期間の終期が設定されることは好ましくないため、原則として、当該者が利用する障害福祉サービスの有効期間の終期を合わせるものとする。
- ・ 1人の利用者に対して複数の有効期間の終期が設定される場合には、できる限り、計画相談支援における継続サービス利用支援の実施月と当該終期が同一月となるよう、支給決定又は地域相談支援給付決定の有効期間を設定することとする。

第5章 計画相談支援・障害児相談支援

(1) 計画相談支援・障害児相談支援の内容

i) サービス内容

計画相談支援・障害児相談とは、以下の支援のいずれも行うものをいう。

- ア. 障害福祉サービスの申請若しくは変更の申請に係る障害者若しくは障害児の保護者又は地域相談支援の申請に係る障害者の心身の状況、その置かれている環境、サービスの利用に関する意向その他の事情を勘案し、利用する障害福祉サービス又は地域相談支援の種類及び内容その他の厚生労働省令で定める事項を記載したサービス等利用計画案を作成する。
- イ. 支給決定若しくは支給決定の変更の決定又は地域相談支援給付決定後に、指定障害福祉サービス事業者、指定一般相談支援事業者等との連絡調整等の便宜を供与するとともに、支給決定又は地域相談支援給付決定に係るサービスの種類及び内容、担当者その他の厚生労働省令で定める事項を記載したサービス等利用計画を作成する。
- ウ. サービス等利用計画が適切であるかどうかにつき、厚生労働省令で定める期間（モニタリング期間）ごとに、障害福祉サービス又は地域相談支援の利用状況を検証し、その結果及び心身の状況、その置かれている環境、サービスの利用に関する意向その他の事情を勘案し、サービス等利用計画の見直しを行い、その結果に基づき、サービス等利用計画を変更するとともに、関係者との連絡調整等の便宜を供与、または、新たな支給決定若しくは支給決定の変更の決定又は地域相談支援給付決定が必要と認められる場合において、当該支給決定障害者等又は地域相談支援給付決定障害者に対し、当該申請の勧奨を行う。

ii) 対象者

障害福祉サービスの申請若しくは変更の申請に係る障害者若しくは障害児の保護者又は地域相談支援の申請に係る障害者。

ただし、当該申請者が、介護保険制度のサービスを利用する場合については、居宅サービス計画又は介護予防サービス計画（ケアプラン）の作成対象者となるため、障害福祉サービス固有のものと認められる行動援護、同行援護、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、自立生活援助等の利用を希望する場合であって、市がサービス等利用計画案の作成が必要と認める場合に求めるものとする。

(2) モニタリング期間

以下の表の厚生労働省令で定める標準期間を基本とする。

対象者		標準期間
新規サービス利用者		1ヶ月 ※利用開始から3ヶ月のみ
在宅 の 障 害 等 福 祉	集中的支援が必要な者	1ヶ月
	居宅介護、同行援護、行動援護、重度訪問介護、 短期入所、自立訓練、就労移行支援、 就労定着支援、自立生活援助、 日中支援型共同生活援助	3ヶ月
	生活介護、就労継続支援、共同生活援助（日中支 援型を除く）、地域移行支援、地域定着支援、 障害児通所支援	6ヶ月 ※65歳以上で介護保険の ケアマネジメントを受けて いない者は3ヶ月
【施設入所等】重度障害者包括支援、障害者支援施設、 のぞみの園、療養介護入所者		6ヶ月

※当該期間はいくまで利用するサービス等に応じて設定した標準期間であることを踏まえ一律に標準期間に沿って設定するのではなく、アセスメントにより勘案すべき事項の状況を把握した相談支援専門員の提案等も十分に踏まえながら標準期間を設定する。

さらに、標準期間において示した状態像以外であっても、例えば以下のような状態像の利用者の場合、頻回なモニタリングを行うことで、より効果的に支援の質を高めることにつながると考えられるため、標準よりも短い期間で設定する。

- ・生活習慣等を改善するための集中的な支援の提供後、一定の支援が必要である者。
- ・利用する指定障害福祉サービス事業者の頻繁な変更やそのおそれのある者。

【留意事項】

- ・計画相談支援・障害児相談支援についての費用は、自己負担はない。
- ・地域生活支援のみの利用の場合、計画相談支援・障害児相談支援は必要ない。
ただし、地域生活支援を利用後に障害福祉サービスを検討している、生活状況等の相談等で計画相談支援・障害児相談支援を求める場合は、必要に応じ利用できる。

第6章 その他付帯事項

- ①入院中については、各サービスの利用は原則としてできない（共同生活援助の体験利用及び地域移行支援事業は除く）。ただし、一部の移動支援サービス（同行援護、行動援護及び重度訪問介護）は条件つきにより利用可能な場合がある（報酬告示に準ずる）。
- ②入所中の者は原則として在宅のサービスを受けることはできない。入所中に一時帰宅する場合については、通常受け入れ体制が確保されているものとするが、市が特に必要と認めた場合は、国の事務処理要領に準じ、個別に対応する。
- ③各種サービスにおける各加算について、支給決定を要するものは、国の基準に則り必要性や対象要件等を考慮し、支給決定を行う。
- ④災害等の緊急時には、国の方針・通知に沿って、柔軟な対応を迅速に行う。
- ⑤本支給決定基準は、恒久的・固定的なものではなく、その変更については、国の制度改正・支給実績等の状況を勘案して、必要に応じて行う。

第7章 資料集

【表1 重度訪問介護、行動援護及び重度障害者等包括支援の判定基準票】

項目	0点		1点		2点	
コミュニケーション	日常生活に支障がない		特定の者であればコミュニケーションができる		独自の方法でコミュニケーションできる	
			会話以外の方法でコミュニケーションできる		コミュニケーションできない	
説明の理解		理解できる		理解できない		理解できているが判断できない
大声・奇声を出す 周囲が驚いたり他者が迷惑となるような大声や奇声を出す		支援が不要	週に1回以上の支援が必要		ほぼ毎日（週5日以上の）支援が必要	
		稀に支援が必要				
		月に1回以上の支援が必要				
異食行動		支援が不要	週に1回以上の支援が必要		ほぼ毎日（週5日以上の）支援が必要	
		稀に支援が必要				
		月に1回以上の支援が必要				
多動・行動停止		支援が不要	週に1回以上の支援が必要		ほぼ毎日（週5日以上の）支援が必要	
		稀に支援が必要				
		月に1回以上の支援が必要				
不安定な行動 状況等が変わることが受け入れられずパニック状態になる等、行動が不安定になる		支援が不要	週に1回以上の支援が必要		ほぼ毎日（週5日以上の）支援が必要	
		稀に支援が必要				
		月に1回以上の支援が必要				
自らを傷つける行為		支援が不要	週に1回以上の支援が必要		ほぼ毎日（週5日以上の）支援が必要	
		稀に支援が必要				
		月に1回以上の支援が必要				
他人を傷つける行為		支援が不要	週に1回以上の支援が必要		ほぼ毎日（週5日以上の）支援が必要	
		稀に支援が必要				
		月に1回以上の支援が必要				
不適切な行為 興味が優先したり判断能力が不十分等により、他人に抱きついたり物を持ってきたりする		支援が不要	週に1回以上の支援が必要		ほぼ毎日（週5日以上の）支援が必要	
		稀に支援が必要				
		月に1回以上の支援が必要				
突発的な行動 突然走っていなくなるような突発的な行動		支援が不要	週に1回以上の支援が必要		ほぼ毎日（週5日以上の）支援が必要	
		稀に支援が必要				
		月に1回以上の支援が必要				
過食・反すう等 過食・過飲・拒食など食に関する問題がある		支援が不要	週に1回以上の支援が必要		ほぼ毎日（週5日以上の）支援が必要	
		稀に支援が必要				
		月に1回以上の支援が必要				
てんかん		なし	月1回以上		週1回以上	
		年1回以上				

【表2 同行援護のアセスメント調査票】

調査項目	0点	1点	2点	特記事項	備考
視力障害	視力	1. 普通（日常生活に支障がない。）	2. 約1m離れた視力確認表の図は見るができるが、目の前に置いた場合は見ることができない。 3. 目の前に置いた視力確認表の図は見るができるが、遠ざかると見ることができない。	4. ほとんど見えない。 5. 見えているのか判断不能である。	矯正視力による測定とする。
視野障害	視野	1. 視野障害がない。 2. 視野障害の1点又は2点の事項に該当しない。	3. 周辺視野角度（I/四視標による。以下同じ。）の総和が左右眼それぞれ80度以下であり、かつ、両眼中心視野角度（I/二視標による。以下同じ。）が56度以下である。 4. 両眼開放視認点数が70点以下であり、かつ、両眼中心視野視認点数が40点以下である。	5. 周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以下であり、かつ、両眼中心視野角度が28度以下である。 4. 両眼開放視認点数が70点以下であり、かつ、両眼中心視野視認点数が20点以下である。	視力障害の1点又は2点の事項に該当せず、視野に障害がある場合に評価する。
夜盲	網膜色素変性症等による夜盲等	1. 網膜色素変性症等による夜盲等がない。 2. 夜盲の1点の事項に該当しない。	3. 暗い場所や夜間等の移動の際、慣れた場所以外では歩行できない程度の視野、視力等の能力の低下がある。	—	視力障害又は視野障害の1点又は2点の事項に該当せず、夜盲等の症状により移動に著しく困難を来したものである場合に評価する。必要に応じて医師意見書を添付する。
移動障害	盲人安全つえ（又は盲導犬）の使用による単独歩行	1. 慣れていない場所であっても歩行ができる。	2. 慣れた場所での歩行のみできる。	3. 慣れた場所であっても歩行ができない。	夜盲による移動障害の場合は、夜間や照明が不十分な場所等を想定したものとす。

注1. 「夜盲等」の「等」については、網膜色素変性症、錐体ジストロフィー、白子症等による「過度の羞明」等をいう。

注2. 「歩行」については、車いす等による移動手段を含む。

	点数
視力	0
視野	0
夜盲	0
移動	0
計	0

(視力確認表:A4版)



【表3 障害児の調査項目（5領域11項目）】

項目	区分	判断基準
① 食事	・全介助	全面的に介助を要する。
	・一部介助	おかずを刻んでもらうなど一部介助を要する。
② 排せつ	・全介助	全面的に介助を要する。
	・一部介助	便器に座らせてもらうなど一部介助を要する。
③ 入浴	・全介助	全面的に介助を要する。
	・一部介助	身体を洗ってもらうなど一部介助を要する。
④ 移動	・全介助	全面的に介助を要する。
	・一部介助	手を貸してもらうなど一部介助を要する。
⑤ 行動障害 および 精神症状	・ほぼ毎日（週5日の以上の） 支援や配慮等が必要 ・週1回以上の 支援や配慮等が必要	・調査日前の1週間に、週5日以上現れている場合 ・調査日前の1か月間に、5日以上現れている週が2週以上ある場合 ・調査日前の1か月間に、2回以上現れている週が2週以上ある場合
		(1) 強いこだわり、多動、パニック等の不安定な行動や、危険の認識に欠ける行動。
		(2) 睡眠障害や食事・排せつに係る不適応行動（多飲水や過飲水を含む）。
		(3) 自分を叩いたり傷つけたり他人を叩いたり蹴ったり、器物を壊したりする行為。
		(4) 気分が憂鬱で悲観的になったり、時には思考力が低下する。
		(5) 再三の手洗いや繰り返しの確認のため日常動作に時間がかかる。
		(6) 他者と交流することの不安や緊張、感覚の過敏さ等のため外出や集団参加ができない。また、自室に閉じこもって何もしないでいる。
		(7) 学習障害のため、読み書きが困難。

※通常の発達において必要とされる介助等は除く。

区分1	①～④の項目のうち「全介助」が3項目以上又は⑤の項目のうち「ほぼ毎日」が1項目以上
区分2	①～④の項目のうち「全介助」若しくは「一部介助」が3項目以上 又は⑤の項目のうち「週に1回以上」が1項目以上
区分3	区分3又は2に該当しない児童で、①～④の項目のうち「一部介助」 又は「全介助」が1項目以上

放課後等デイサービス報酬区分における指標

氏名					
項目	0点		1点		2点
コミュニケーション	日常生活に支障がない		特定の者であればコミュニケーションができる	独自の方法でコミュニケーションできる	
			会話以外の方法でコミュニケーションできる	コミュニケーションできない	
説明の理解	理解できる		理解できない		理解できているが判断できない
大声・奇声を出す <small>周囲が驚いたり他者が迷惑となるような大声や奇声を出す</small>	支援が不要		週に1回以上の支援が必要		ほぼ毎日(週5日以上)の支援が必要
	稀に支援が必要				
	月に1回以上の支援が必要				
異食行動	支援が不要		週に1回以上の支援が必要		ほぼ毎日(週5日以上)の支援が必要
	稀に支援が必要				
	月に1回以上の支援が必要				
多動・行動停止	支援が不要		週に1回以上の支援が必要		ほぼ毎日(週5日以上)の支援が必要
	稀に支援が必要				
	月に1回以上の支援が必要				
不安定な行動 <small>状況等が変わることが受け入れられずパニック状態になる等、行動が不安定になる</small>	支援が不要		週に1回以上の支援が必要		ほぼ毎日(週5日以上)の支援が必要
	稀に支援が必要				
	月に1回以上の支援が必要				
自らを傷つける行為	支援が不要		週に1回以上の支援が必要		ほぼ毎日(週5日以上)の支援が必要
	稀に支援が必要				
	月に1回以上の支援が必要				
他人を傷つける行為	支援が不要		週に1回以上の支援が必要		ほぼ毎日(週5日以上)の支援が必要
	稀に支援が必要				
	月に1回以上の支援が必要				
不適切な行為 <small>興味が優先したり判断能力が不十分等により、他人に抱きついたり物を持ってきたりする</small>	支援が不要		週に1回以上の支援が必要		ほぼ毎日(週5日以上)の支援が必要
	稀に支援が必要				
	月に1回以上の支援が必要				
突発的な行動 <small>突然走っていきなくなるような突発的な行動</small>	支援が不要		週に1回以上の支援が必要		ほぼ毎日(週5日以上)の支援が必要
	稀に支援が必要				
	月に1回以上の支援が必要				
過食・反すう等 <small>過食・過飲・拒食など食に関する問題がある</small>	支援が不要		週に1回以上の支援が必要		ほぼ毎日(週5日以上)の支援が必要
	稀に支援が必要				
	月に1回以上の支援が必要				
てんかん	なし		月1回以上		週1回以上
	年1回以上				
そううつ状態 <small>気分の憂鬱、又は高揚により危険防止の支援が必要な場合</small>	支援が不要		週に1回以上の支援が必要		ほぼ毎日(週5日以上)の支援が必要
	稀に支援が必要				
	月に1回以上の支援が必要				
反復的行動 <small>特定の行為を反復したり、儀式的な行為にとられる等により日常生活に支障がある</small>	支援が不要		週に1回以上の支援が必要		ほぼ毎日(週5日以上)の支援が必要
	稀に支援が必要				
	月に1回以上の支援が必要				
対人面の不安緊張、集団生活への不適応	支援が不要		週に1回以上の支援が必要		ほぼ毎日(週5日以上)の支援が必要
	稀に支援が必要				
	月に1回以上の支援が必要				
読み書き	支援が不要		部分的な支援が必要		全面的な支援が必要
		全介助			
日常動作項目	食事	※上記の表で13点以上 または 左記の日常動作項目で 全介助が3つ以上の場合 該当児			
	排泄				
	入浴				
	移動				

香取市訪問入浴サービス事業 医師指示書

氏名		生年月日	大正・昭和 平成・令和	年	月	日
住所						
障害等級						
現症						
<p style="text-align: center;">訪問入浴の指示・留意点</p> <p>※訪問入浴はわたきりの状態で常時介護が必要な障害者を対象としたものです。 ベッドからの移乗や立位・座位の保持、食事・排せつ・入浴等の状態についても記入ください。</p>						
備考						
<p>上記により、給付が必要と認めます。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">医療機関の 名称・所在地</p> <p style="text-align: center;">担当科名</p> <p style="text-align: center;">医師名 印</p>						